

令和5年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日		令和5年 6月21日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和5年 6月21日 午前10時00分
	延 会	令和5年 6月21日 午後 4時44分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12		○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	川 越 一 寿
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	鈴 木 康 史	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	堀 部 誠	監査事務局長(併)	亀 井 泰
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	真 里 谷 隆		
水産農政課長	高 橋 政 一		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	渡 部 貴 志		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

1. 会議録署名議員

1 番	竹 田 敏 夫		
2 番	室 崎 正 之		

1. 会 期

6月21日から 6月23日までの3日間 (休会日なし)

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(5 . 6 . 2 1)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		例月出納検査報告
第 6	報 告 第 8 号	繰越明許費繰越計算書の報告について
第 7	報 告 第 9 号	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について
第 8	報 告 第 1 0 号	株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について
第 9	議 案 第 3 6 号	令和5年度厚岸町一般会計補正予算
第 10		一般質問

厚岸町議会 第2回定例会

令和5年6月21日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、竹田議員、2番、室崎議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。

●堀委員長 6月19日午前10時05分から第5回議会運営委員会を開催いたしました。令和5年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

議会側からの報告として、諸般報告、例月出納検査報告があります。

議会提出予定の案件については、会期の決定、議員の派遣であります。

委員会関係の案件については、3常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書であります。いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第8号から報告第10号まで、繰越明許費繰越計算書の報告ほか2件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。議案第36号は令和5年度厚岸町一般会計補正予算1件で、審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和5年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

議案第37号から議案第64号までの一般議案28件と、議案第65号及び議案第66号の条例の一部改正2件並びに議案第67号から議案第70号までの条例の廃止4件で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

本定例会の一般質問通告者は、7名であります。

本定例会の会期は、6月21日から23日までの3日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から23日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月21日から23日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和5年3月8日開会の第1回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第6、報告第8号「繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第8号「繰越明許費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この内容につきましては、令和4年度厚岸町一般会計補正予算3回目、5回目、6回目及び7回目と、令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算2回目及び3回目で、

繰越明許費として、令和５年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和４年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

２ページをご覧ください。

令和４年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、４款５項にわたり、全６事業について、合計で5,008万5,000円について、令和５年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、既収入特定財源1,500万円、未収入特定財源として、国及び道支出金として、2,293万円で、国の繰越し承認を得ており、令和５年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は、1,215万5,000円であります。

３ページをご覧ください。

令和４年度厚岸町繰越明許費繰越計算書下水道事業特別会計であります。

表に記載のとおり、１款２項にわたり、全２事業について、合計で5,170万円について、令和５年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として、国及び道支出金として、2,348万5,000円で、国の繰越し承認を得ており、令和５年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は、481万5,000円であります。

以上、報告第８号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第７、報告第９号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、報告第9号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」、その内容を説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開きください。

令和4年度事業報告書でございます。

2ページには目次、3ページには事業報告の総括説明がございます。

内容について、その要点を説明申し上げます。

総括説明では、人々が抱える課題が複雑化、多重化されている中、地域特性に応じた人々のつながりを強くしていくことに努めながらも、引き続き、コロナ対応を求められ、コロナ禍においても誰かとつながっていること、誰かを支えたり、支えられたりする活動を進めたことが記載されております。

次に、重点推進項目の一つ目「地域と専門性をつなぐ相談支援体制の確立」では、行政や介護事業所等の関係機関との包括的な相談支援体制の確立を目指したことが記載されております。

次に、二つ目「コロナ禍の新たなつながりづくりの推進」では、会議や事業において、積極的にオンラインを活用して実施したことが記載されております。

次に、4ページの三つ目「既存の枠にとらわれない交流の場の創出」では、任意団体と共同で子育て支援から発展した多世代型交流スペースをつくり上げたことが記載されております。

次に、四つ目「住民を福祉意識に働きかける福祉活動の促進」では、自治会活動や老人クラブ活動の支援と会員制の生活支援サービスで地域福祉活動を促進したことが記載されています。

次に、五つ目の「生活を支えるための介護保険サービスの充実」では、職員一同で工夫を凝らし既存の社会資源を活用しながら、利用者や入居者の皆さんの満足度の向上に努めたことが記載されております。

次の5ページから30ページ目までにつきましては、令和4年度の各事業報告であり、事業名、実施日、主な内容などが記載されております。

初めに、5ページでございます。

法人在宅事業のうち、法人本部事業であります。

法人運営事業として、理事会・評議委員会等の開催が7ページにわたって記載され、部会・委員会の開催、内部委員会の開催が8ページにわたって記載され、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施が9ページにわたって記載され、次に、10ページに会員と会費の状況、福祉団体等への助成、広報活動の実施内容が記載されております。

次に、地域福祉推進事業として、生活支援サービスの立ち上げ・運用が11ページにわたって記載され、まちカフェの立ち上げ支援、厚岸町地域支えあいネットワーク会議の開催、緊急情報キット「かけはし」配布事業が12ページにわたって記載され、たすけあ

いチーム助成事業の実施、ふれあい会食会の実施、ふらっとニコニコ広場2022の実施では、コロナ禍での中止、地域福祉懇談会の企画実施が記載され、13ページに多世代共生型交流の場の創出、社会参加を目的とした就労支援、厚岸町障がい者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力では、コロナ禍での中止について記載されております。

次に、ボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアバンクの体制整備、ファミリーサポート事業が14ページにわたって記載され、ハートコール事業、災害ボランティア推進連絡会の開催、災害ボランティア養成講座の企画実施はコロナ禍により中止、ボランティアポイント制度の立ち上げ・運用、福祉教育の推進、15ページは、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席の内容が記載されております。

次に、資金貸付事業として、生活福祉資金貸付状況、生活福祉資金低所得者資金貸付状況が記載されております。

次に、権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進が16ページにわたって記載され、法人後見の内容が記載されております。

次に、受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業、一般介護予防事業の内容が17ページ、18ページにわたり記載されております。

次に、福祉相談事業として、地区相談所の相談内容、地域相談所の開設、法律相談の実施が記載されております。

次に、成年後見制度推進事業として、相談対応業務、普及啓発業務ではコロナ禍による中止、19ページに申立等の支援に関する業務、市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人の活動に関する相談及び支援業務、成年後見制度等に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務、実施機関運営協議会の開催、20ページに受任調整会議の開催が記載されております。

次に、生活支援体制整備事業としては、生活支援等サービスの把握、まちサロンの開催、ボランティア活動研修会の開催では、コロナ禍により中止、ニーズ把握、公的機関や民間活動団体とのネットワーク構築が記載されております。

次に、21ページは訪問介護サービス事業であります。

訪問介護事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施内容が記載されております。第一号訪問介護事業の実施状況が記載され、次に、22ページには障害福祉サービス事業、生活管理指導員派遣事業、外出支援サービス事業、福祉有償運送の実施状況が記載されております。

次に、23ページは居宅介護支援事業であります。

居宅介護支援事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施が記載されております。

次に、24ページからは施設通所介護事業であります。

この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、介護老人福祉施設、いわゆる心和園のベッド

数が50床部分の多床室に係る事業内容、利用状況、入退所状況、新型コロナクラスター状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に84.1%と記載されております。

前年の令和3年度の稼働率は90.6%であったため、前年を6.5ポイント下回る状況となっており、多床室のクラスター発生による新規受入の停滞などの影響と考えられます。

次に、25ページに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型施設の事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率につきましては、利用状況の表の右に95.1%と記載されております。

前年度の令和3年度では、稼働率は91.3%であったため、前年を3.8ポイント上回っている状況であります。

次に、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイの事業内容が26ページにわたって記載され、利用状況が記載されております。26ページの利用状況の表の右に各居室の延べ利用者数の合計が記載されております。

次に、障害福祉サービス事業として、事業内容、利用状況が記載され、次に、生活管理指導短期宿泊事業が記載されております。

続いて、27ページは通所介護サービス事業であります。

通所介護サービスは、いわゆるデイサービスセンターの事業内容、利用状況が記載されております。

利用状況であります。利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,541名の利用実績となっております。

令和3年度の延べ人数は6,608名であったため、前年から1.1%分下回る状況であります。

次に、28ページに新型コロナクラスター状況では、いずれも土曜日ですが、3日間の閉所、次に訪問入浴介護事業として事業内容、利用状況が記載され、次に、第一号通所介護事業として、事業内容、利用状況が29ページにわたって記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者訪問入浴サービス事業の実施状況が記載されております。

次に、30ページは、社会福祉センター事業であります。貸館利用状況、施設整備状況が記載されております。

続きまして、31ページからは決算書であります。

厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。

33ページから34ページは目次が記載されておりますが、この決算書の構成として、各計算書類に対する法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、次に付属明細書があり、最後に財産目録となっております。

それでは、決算書の内容につきまして説明させていただきます。

37ページから44ページまでは、資金収支計算書の内容であります。

まず、37ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。

決算額は、B欄となります。上段、事業活動収支のうち、(3)事業活動資金収支差

額が記載されております。令和4年度事業活動資金収支差額は、マイナス2,261万657円となっております。中段の施設整備等による収支、下段のその他の活動資金収支の差し引きにより、法人全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載されております。令和4年度の登記資金収支差額合計は、1,103万719円となっております。その下の欄、前期繰越に相当する前期未支払資金残高に加えることにより、一番下の欄、当期未支払資金残高は、1億3,396万8,380円となった内容でございます。

38ページは、資金収支内訳表です。厚岸町社会福祉協議会の二つの事業区分の社会福祉事業と公益事業の内訳が記載されております。

39ページは、社会福祉事業区分のうち、法人在宅事業と施設通所介護事業に分けた資金収支内訳表となっております。

この施設通所介護事業に係る拠点区分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの資金収支内訳に関する内容であります。

40ページ、41ページは、法人在宅事業の資金収支計算書、42ページ、43ページが施設通所介護事業の資金収支計算書、44ページは、公益事業の福祉センター事業の収支計算書であります。

47ページをお開きください。

47ページは、法人単位事業活動計算書で損益計算書に相当するものです。勘定科目Aの欄、(11) 当期活動増減差額が記載されております。当期活動増減差額は、マイナス2,490万3,719円となっております。

表の下から3行目にその他の積立金取崩額2,932万5,900円を加えることにより、一番の下に欄に次期繰越活動増減差額は、4億3,476万2,247円となり、57ページの貸借対照表上の数値と一致しています。

48ページ、49ページは事業活動内訳表、50ページから54ページまでが各拠点区分ごとの事業活動計算書が記載されております。

52ページをお開きください。

指定管理となっている心和園及びデイサービスの施設通所介護事業拠点区分の事業活動計算書であります。

令和4年度では、新型コロナウイルス感染症に伴う運営上の影響が大きく、日常的な感染対策に加え、7月、11月には心和園での入居者、職員の集団感染、いわゆるクラスター発生による影響から、介護保険収入では昨年に比較し、1,364万465円の減少、歳出では給与費で超過勤務手当、職員陽性者の滞在のためのホテル、ウィークリーマンションの借り上げ等の経費がかかっており、収支不足を補うため、その他の積立基金取崩額2,281万6,100円としております。

なお、クラスターなど、コロナ対策における嵩増経費につきましては補助金が充てられますが、その支出は遅れており、令和5年度に支払いがされる予定となっております。

57ページをお開きください。

57ページは、令和5年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側資産の部の、当年度末の一番下の欄の資産の部合計8億3,807万6,842円に

につきましては、右側上の負債の部の合計9,098万1,129円に、下の純資産の部、合計7億4,709万5,713円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億3,807万6,842円と、貸借同額で一致しております。

純資産の部の下から7行目、福祉基金積立資産であります。寄附金により25万4,124円を積み立てし、2,275万7,191円となっております。

福祉基金積立資産の下にその他の積立資産であります。収支不足により、2,873万900円を取り崩し、1,025万4,960円となっております。

次に、58ページから67ページまでが各事業区分・拠点区分別の貸借対照表が記載されております。

続きまして、71ページから77ページまでが法人全体で作成する付属明細書、次に、81ページから101ページまでが拠点区分で作成する付属明細書です。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、105ページ、106ページは、財産目録となっております。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

107ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。令和5年5月11日に、会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、109ページからは、令和5年度事業計画書でございます。

111ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

- 1、複雑・複合課題への包括的相談支援体制の確立。
- 2、既存事業に着目した地域づくりの推進。
- 3、既存の枠にとらわれない交流の場の創出。
- 4、共感と主体性を持った人と人のつながり強化。
- 5、生活を支えるための介護保険サービスの充実と記載されております。

112ページから115ページまでは事業実施計画で、三つの拠点区分に分け、さらに七つの区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

112ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、その区分として、1、法人本部事業、113ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、114ページに、4、居宅介護支援事業の4事業があり、中段から、二つ目の拠点区分として、施設通所介護事業があり、その区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業、115ページに、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。

この2事業については、町からの指定管理事業であります。

中段に三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業があり、社会福祉センター運営事業になります。

117ページからは、令和5年度の資金収支予算書で、事業実施計画と同様、三つの拠点区分と、七つの区分となっております。

119ページは、令和5年度の法人全体の資金収支予算書で、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を計算し、前年度と比較したものでございます。

120ページは、社会福祉事業の資金収支予算、121ページは、公益事業の資金収支予算、122ページから126ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

127ページから137ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

その他、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの139ページをご覧ください。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、下の表に記載がありますが、令和5年5月30日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、報告9号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 112ページの事業実践計画についてなのですが、この中で、計画の中で、例えば障がいのある方だったり、中高年の方でひきこもりだったり、人とコミュニケーションが取れない、機会が少ない方とか、そういう方を対象にしている事業というのはどの部分になるのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

中高年のひきこもり等の活動の場という意味でいきますと、基本的にはボランティア事業等がベースになりますが、3番、ボランティアセンター運営事業の中では、ボランティアに参加していただくというところでは研修の参加ですとか、事業に対するボランティアの派遣等がありますので、そういった事業への参加、社会参加という意味での部分、それから実質、生活上の部分でいきますと、生活資金、低所得者の貸付事業、それから特に町の事業ではありませんが、生活困窮者自立支援事業制度というのがございます。これは特に就労につなげるための相談、さらには収入の一定の確保等を行うということで、厚岸町につきましては、北海道が実施主体となりまして、釧路のくらしごとというところが相談を引き受けるという状況となっております。町や社会福祉協議会では、そういった方がいたときに、そういったところにつなげて、まずはその事業所に行って相談をして、例えば生活上のお金に困ることなのか、就労に困ることなのかをお聞きした上で事業につなげるというようなサービスというか事業があります。

あとは、各事業についても、運営スタッフが不足している場合に、事業に参加していただくことで、人とのつながりをつくっていくというようなこと、それから、なかなかコロナ禍で難しかった部分もありますが、自治体関係機関とそういった情報の収集を行って、気になる方がいた場合には行政につなげるとか、そういったことも総体としては実施しているという状況でございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

ちょっと聞き方も悪くて伝わっていない部分もあったと思うのですが、113ページの重層的支援体制の中にまちカフェとかあるのですが、自分も参加したことあるのですが、社協の中で多世代交流とか異世代交流会、そういうのも結構社協の役割として重要だと思うのですが、常にまちカフェだとか、こういう多世代的共存とか、交流とかというところは項目で上がっているのですが、実際的に開催回数だったり、コロナ禍というのものもあるにしても、運営している側の社協のスタッフとかの話聞いても、人が足りなくて用意する人が偏っていてなかなか進まない、という答えが、そういう話を聞いたりもするのです。

その中で、常に上がっている中でも、このまちカフェとかコミュニティーカフェと書いてあるけれども、こういう当たりの進展状況が全く見えないのと、先ほど言った中高年とか、高齢者とかのそういう機会ってすごいあるのですが、その支援体制の中にそういう孤立している中年とか多世代の人たち、高齢者と言われない方々でも集まる機会って非常に参加した中でも大事であって、厚岸町の中でそういう機会がある場所というのは、すごくないような気がするのですが、そのあたりの課長から見た今の状況だったり、今後の展望、具体的な展望というのをお聞かせ願いたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） すみません。この重層的支援体制整備事業のことについては、ちょっと説明の内容として抜けていました。申し訳ございません。

関連する部分では、その一つ上、生活支援コーディネーターの配置というのがございまして、これは社会福祉協議会に配置する職員が、各地域の集まりですとか、それから今お話のあったふれあい会食会、それからまちカフェの立ち上げ等、こういったことに直接従事する職員でございます。専任の職員が付きますので、そういった部分では事業を実施する企画から企画を行って、それからそこに関わる人材も確保していくと、関係機関と協力して行くと。その中には、声の掛けられる方について、できるだけ広い範囲にわたって協力をいただくというような取組を行う状況であります。

前半の4年度の実績のところはいくつか、ふれあい会食会あたりでは、ほぼ全部、コロナ禍が落ち着いてきて実施してこれた。ただ、食事がお弁当であったりとかいうことで簡略してやってきた経過があります。まちカフェなんかの場合でも、やはりコロナ禍になる前にぎりぎりまで実施をし始めた事業なのですが、その後、コロナ禍に入ってしまった、特に飲食を行うものですので実施ができていないという状況でございます。

これについては、今年度、重層的支援体制整備、町としても本格的な運用に向けて、今年度は移行準備事業という形で実施しておりますので、今年度そういった形をつくりながら、特に年齢層も子どもからお年寄りまで、一つは集まれる場をつくりたい、それからひきこもり、それから中高年あたりで社会活動がなかなかできない方について、

(6) の一番上に社協アグリと書いておりますが、活動する媒体として農作業、作物をつくるというようなことで今準備をしている状況です。これを実施していきながら、本格実施に向けたいなと思っております。

各事業につきましても、コロナ禍でなかなか事業を実施しづらかった状況でございますが、今年度以降につきましては、ある程度進んでいけて、形が見えてくるのかなと考えております。

また、こういった事業を行いながら、町でいきますと包括支援センター、それから社会福祉協議会でいきますと各介護事業等も含めて、見えない対象者を広く見ていく視点を持たなければいけないという部分も持って関わる人を増やしていく、それから活動、社会参加につなげなければいけない方を見つけていくという作業が欠かせないのかなと考えております。

●議長（大野議員） 4 番、金子議員。

●金子議員 詳しくありがとうございます。

自分も心配しているというか、この中高年とかの問題で社会問題でもあると思うのですけれども、自分からそういうコミュニティーに参加できる方というのは、多少孤立していたり、知り合いが少ない方でも機会というのはあるのですけれども、そういう場にも参加する気力も湧かなかったり、参加する機会もない人だったり、先ほど課長の言われていたように、そういう見えない層というか、そういう層の方、それをどうにかそういう場をつくっていくということで受け止めているのですが、簡単でいいのですけれども、見えない層をどういうふうにつなげていくというか集めていくのか、その具体的な、難しい回答でなくてもいいのですけれども、今の考えで、その見えない層をどういうふうにして集めるつもりがあるのかをお聞かせください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 一つは、ちょっと若い層で20代、30代くらいの方、それから8050問題というところでは、親の年金に頼って生活するひきこもりの50代あたりの方、まだ働いていかなければならない社会活動ができる方なのにできない事情がある方、そういった方に介入していくというのは本当に情報収集、見つけることが大変、それから見つけたとしても介入の方法ですとか、介入してもやはり拒否されるということで、1回、2回ですぐ外に出てきてくれるわけではないという状況もございます。

実はちょっと4年度の実績で13ページのところに社会参加を目的とした就労支援という項目が、これ今回加えられております。ここに対象者1と書かれていますが、詳しくお聞きしたところ、事業はふれあい会食会なのですが、運営スタッフとして、こういったところに一緒に手伝ってもらえないだろうかということで、ここに参加していただいた方は基本的には50代のひきこもりの方とちょっと聞いておりますが、こういった社協で実施する事業に手伝いをいただくということで、一つ外に出る機会をつくるということが幅広い事業を行っている社協では得意な部分なのかなと思います。

一番問題なのは、最初に見えない対象者を見つけていかなければいけないことと、それと困っている事情に対応、例えば生活費なのか就労なのかというところ、そこには直接つながらないので、まずは外に出て社会参加を促すといった手法で行うという形を取っております。

なお、社協だけではもちろんできませんので、各事業、公的サービスにつなげるということも連携して保健福祉課で関わっていくということは欠かせないと考えております。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 経営状況説明書、いただきまして、目を通させていただきました。令和4年度の社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会のほうに業務委託をして厚岸町はおるわけでございますけれども、この業務内容の、私は収支、収支全体で大きく影響を及ぼしているのは、何と言っても私は心和園の入居の部分のその収支というものは大きく影響をしておると理解をしております。そういうことで、そっちのほうを中心に質問をさせていただきます。

37ページを見てください。ここに、下からさっき説明がありました。下から3段目、当期資金収支差額合計、予算ではマイナスの655万8,000円の計上でした。決算は、1,103万719円、結果として1,758万8,710円、改善されたと言ったのか、収支がよくなったという理解を、数字になっているのですけれども、その上のマスのその他の活動による収支予算、積立資産取崩繰入、ここが大きく影響していますよ、この数字でいくと。当初計画で4,218万1,000円、当初予算計上でした。これが結果として3,767万7,995円の積立金の取崩に至った。このことについてお尋ねをさせていただくのです。

当初、4,200万円から3,700万円の取り崩しだから、この数字だけ見ると改善されて収入が、収支としてはよかったのかなと理解するのですけれども、さっき説明の中でクラスターが発生して職員も入居者も当然クラスターが発生すれば回転率は悪くなるのです。収支状況も悪くなると思いますし、当初の予算よりももっと悪くなるのかなと想定をしたのですけれども、結果的には当初の計画より改善されてるな、収支頑張っているのだな、相当頑張ったのだなと。ということは、クラスターで発生して、大きな収支に影響を及ぼした実態があります。それを上回る収支状況だったと、こういう理解をさせていただいたのです。

57ページなのですけれども、この57ページに積立金、前年度末で3,898万5,860円ありました。令和4年度、収支改善のために2,873万900円を取り崩さざるを得ない。たしか私の記憶では、令和3年度、収支、心和園が頑張って、積立金が大幅に積むことができました。よかったなと。そういう中で、コロナの中でもそれだけできたのですけれども、心和園としては今年度厳しい状況に至った。何か割り切れないのですよね。最初に立てた目標よりも、だからその実態というものについて、もう少しどうだったのか、心和園の利用状況というか、収支状況というものについて、当初計画対比、クラスターが発生して落ち込んだ、だけれども改善されているのです。積立金は崩れているよ。これは大きな影響があります。この辺について、概略でいいですから、端的に説明してくだ

さい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 説明させていただきます。

37ページで、お話のとおり、クラスターが発生して収支が不足しているにもかかわらず、最終的には1,100万円ほどのプラス収支となっていると。その中では、この表でいきますと、積立資産取崩3,700万円行っているという状況で保っているというような数字だと。ちょっと注目したいのは、中段あたりにあります（3）事業活動資金収支差額であります。単純な事業の収入と、それから事業の支出、これを差し引きすると、マイナスの2,200万円ほどとなります。計画上では、これを収入自体もある程度落ち込む、それから歳出につきましては、人件費等の過大な歳出が伴うという予定で、この時点でマイナス4,000万円と予算上計上しております。最終的には、これが2,200万円程度に落ち着いている状況、なおかつ基金の繰り入れにつきましても4,200万円の予算のところ3,700万円程度の支出という状況でございます。

もう一つ、心和園の状況から見ていきますと、52ページをお開き願います。ここでは、前年度と今年度の決算の比較としております。ちょっと分かりづらいのですが、52ページの左側、介護保険事業収益、この下の施設介護料収益、これが前年度比較マイナス900万円ほど、約1,000万円くらいの収支不足となっております。それ以外の部分もあるのですが、最終的にはこの合計でいきますと、（1）サービスの収益費計として、前年度と比較し1,300万円ほどの差額が出ているという状況です。

さらにその下、人件費のところでは、前年度から比較して人件費として500万円ほどプラスになっている。事業費、その下の事業費としましても700万円ほどのプラス、事業費がかかっているという状況となっております。

これに対しまして、53ページの同様に（3）です。これはデイサービスと心和園だけの会計になりますが、サービス活動の増減差額がマイナス700万円、昨年度では2,100万円あったところ、今回はマイナスに転じた上でマイナス700万円ほどとなっているという状況でございます。

このために、下から、数字で言うと二つ目になりますか、積立金の取り崩し、この事業につきまして2,200万円ほどの取り崩しをして事業を補っているという状況となっております。

この要素が収入としましては介護保険収入が減っているという部分では、クラスターによる収入の不足、それからこれに対応するために、収入としては介護報酬が減るのですが、歳出としては、もちろんマスクの購入から、それから療養費、職員がクラスターになっておりますので、職員が実は濃厚接触、施設内で濃厚接触者もしくは陽性になった場合に職員は家に帰らなければならないのですが、家には家族がいますので、家族に広げる、もしくは濃厚接触者だとすれば自分はまだ罹っていないのですが、家に帰ることでまた罹るかもしれないというところで、この間、職員は家に帰らずにホテルに滞在をして施設に通うということをしていました。そのホテル代等が事業費のほうで負担をしていくということで、これは基本的には補助金が出るようになっております。

結果的には1,400万円ほどの補助金が出ることで歳出はそこを埋められるのですが、4年度ではその補助金はまだ入っていないくて、令和5年度、今年度入る予定となっております。このため、事業費、収入のほうには計上されておりませんので、その分の歳入不足も生じているという状況で、金額にしてみると、この程度ではありますが、影響としては大きくクラスターによるものが大きいのかなと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今、説明ありました。さっきもあったのですけれども、このマイナスの部分については令和5年度で補填されるよと。この金額というのは、およそどのくらいで、いつ頃予定なのでしょう。さっきから補填され、間違いなくされるのでしょうか。今までは単年度でその中で収まったのだけれども、今年度は令和4年度の分として令和5年度の分に充当されるという理解でよろしいのでしょうか。

それと、結果的に当初見込んでいた心和園の令和3年度、非常に回転率がよくなったのです。結果的に。それで収支の改善になった。残念ながらクラスターが発生したりして空き部屋が出てくるとかそういうことで回転率も悪くなった。こういう実態にあったと思うのです。その間、心和園の皆さん、非常に苦勞されて、収支の改善に努められたのだらうなと私なりに理解をするのですが、令和5年度については、第5類に移行しました。今の時点ではどうなのでしょう。収支というものは。この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

新型コロナ感染、クラスターの影響による嵩増し経費、これの補助金の補填の部分でござい。対象経費としましては、一つは割増賃金と手当、職員のですね、それから、帰宅困難職員に対する宿泊費、それから衛生用品の購入、それともう一つ施設内の療養というのがござい。施設内の療養というのは、入居者の方が陽性になった場合に、本来でいけば入院もしくは療養ホテルに行かなければいけない状況でした、当時。それからショートの入所者もそうなのですが、陽性者になった場合に、他の、自宅にはもちろん帰れない、それから施設に帰るしか方法がないのです。ホテルに滞在する療養の代わりに施設が療養の受入をしたということで、1日1万円療養費として補助金の対象になると聞いております。この分が実は大きくて、先ほどの内訳でいきますと、割増賃金と手当の部分については200万円ほど、帰宅困難者の職員の宿泊費につきましても224万円ほど、衛生用品の購入費で160万円ほど、それから施設内療養費として839万円、合わせると1,400万円ほどの経費となります。これにつきましては、本来4年度に入るべきということで申請等行ってきたのですが、クラスターになるのが年度に限らずクラスターが発生して、それにかかる経費を申請しまして、一定の診査等を行った上で補助金の支出がされるということで、今の流れでいきますと、今年度に入りまして、来月以降、入る月がまだ未定でござい。間違いなく5年度に収入がされると聞いておりま

す。

それから、コロナが2類から5類になっての状況でございますが、施設運営としましては、以前のとおり基本的には戻ってきています。クラスターが発生したときに、実はフロア分けというのですか、ユニットの部分、それから多床室の部分は2区間に分けて、この区間に分けることを締め切りの扉を設置しまして、その扉の出入りが職員も、それから利用者もできないという状況にしておりました。これを今時点では開放して運営をしています。面会等も行えるようにしております。それから、入所手続、それからショートの利用、これらについても通常利用しておりますので、今年度、5月8日から5類に下がってはおりますが、5月以降の運営につきましては、例年どおりの運営がなされていると認識しております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 何点かお聞きしたいと思います。

まず、24ページ、25ページだったのですけれども、年度末における待機者登録者数が73人、これは多床室もショートも同じなののですけれども、これは重複しているというふうに読めばいいのでしょうか。それとも、それぞれが73人ずつ待機者がいると読めばいいのでしょうか。

それと、入退所の中で入所判定委員会というものが年1回開かれているわけなのですが、この判定委員会以外の中で急遽入所しなければならないといった案件、そういう人が多床室、そしてユニットのほうでそれぞれいるのかどうか、それも教えてください。

それと、72ページに寄附金のやつがあるのですけれども、寄附金、金額でしか入っていないのですけれども、物として寄附された物というのがどのくらいあるのかを教えてください。

それと、貸借対照表の中で定期預金が100万円とあるのですけれども、塩漬け的に100万円が定期預金として預けられているようなのですけれども、運用的にいつまでこの定期預金の中でやっているのかというものをお聞かせいただきたいと思います。もっと別なもの、それこそ事業費に充てるとかでもいいのではないかなと。利息や何かも当然考えられないわけなのですから、そういう有効的な運用というものをしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

あと、それと施設管理のほうで本年、長年大ホールの音響整備、音響装置の操作をしていた業者がもう辞めるというようなことを聞いたのですけれども、そうしたときに、今その大ホールの音響関係の操作というものはどのようになるのか、それも教えてください。

以上です。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時00分休憩

- 議長（大野議員） 本会議を再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

まず、入所待機の状況でございますが、これは入所待機をする段階では、多床室、それからユニット、これ記載されているのは多床室の50床部分と、18床のユニット部分であります。空くのがどちらか分からない状況で、入所判定と待機の状況というのは、これはプールしていますので、それぞれ73人ではなくて、両方とも同じ数字がたまたま入っているという状況でございます。

ただ、入る際に、どうしてもユニットのほうが負担する経費が高いということもありますので、入所する際にその確認を行いながら、もし、順番が来ていたとしても、その費用負担ができないから、今、今回は入らないという場合もあるそうなのです。多床室にどうしても入りたいという状況があるので、それを聞き取りながら行っているということでもあります。

それから、緊急に入所するような状態という部分ですが、実は昨年度は入所判定委員会、通常でいけば年に3回から4回行なう予定となっています。それくらい、実は回転しなければいけないはずなのです。ところが、コロナ禍、クラスター等もありまして、当初の入所待機で大体回転が鈍っていたので、大体賄っていたということで、昨年度の実績については1回だったという状況でございます。

それから、緊急で入る場合、申込み等で急ぐ場合等は入所する際に、判定委員会の際に要素としてポイントが上がってくる部分がありますので、本来でいけば回転が鈍くて新規の入所の申込みがあれば、やはり順位を入れ替える必要があるのかなとは考えているところですが、昨年度については、入所判定委員会が1回だったということです。例年は4回程度行いますので、その都度。

それから、もう一つ緊急というのが市町村の措置という手段がございまして、入所判定にかかわらず、どうしても保護しなければいけないというような実態があるということがもう一つの緊急の事態での入所というケースかなと思います。

それから、定期預金100万円につきましては、これは定款上、資産として100万円という記載があるそうで、ほぼ凍り付けという言い方でいいのか分からないのですが、これを維持しているという100万円の定期だということです。

それから、大ホールの音響部分につきましては、今確認させていただいた部分では、社会福祉協議会のほうでは直接は聞いていないということですが、ただ、音響の部分、今の音響と照明の操作につきましては、社会福祉協議会の職員が対応することができそうですので、業者のほうでできない場合においては社協のほうで直接対応することは可能です。

寄附につきましては、基本的には現金の寄附で、物によってはぞうきんですとか、いろいろなおむつですとかいろいろな物がありますが、基本的には現金の寄附という状況

です。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

8 番、石澤議員。

●石澤議員 一生懸命頑張っているのだと思うのですが、多世代交流スペースであつま一するという、あそぼ一のとの共同で行っているのがあるのですけれども、これをこれからどういうふうに発展していくのか、本当はこれは町がやらなければならないことだと思うのですが、それを今ここでお願いしている状態になっていると思うのですが、それも含めてどういうふうに考えているのかということ。

それから、さっき南谷議員が質問した中であつたのですが、今コロナの罹って、国からの支援金が出るということになったのですけれども、この5類になった場合に、コロナ少しずつ増えてきているようなところもあるのですが、そのときはそういう支援というか、そういうお金はどういうふうになるのでしょうか。

それからもう一つ、この基金積立金の中で、就学資金貸付積立資産というのがあるのですが、これちょっと私分からないものですから、内容を教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

多世代交流の、今は大型遊具の福祉センター大ホールでの常設設置ということで、事業のほうは行える状況になっていまして、主体となる団体、昨年度末に町と、それから社会福祉協議会と団体と話を協議というか、させていただいて、5年度の事業については、この多世代交流のあつま一を主体に事業を行っていきたいということで確認を取っておりまして、社会福祉協議会のほうでは、その場の提供ですとか、運営支援等を行うと整理をさせていただいております。それ以降、ちょっと直接はお話はしていませんが、今年度についてはその予定となっている状況です。

ただ、その時点で当事者団体のほうで懸念をしているのは、自分たちが行っていく次世代の次の運営というか、展開、主体となる人材がやはり、本来でいくと自分たちで担っていく人をいなければいけないという状況なのですが、そういった懸念があることと、今回のこのあつま一の事業等でもボランティアが不足するという部分の2点を聞いておりまして、この部分については、随時、ボランティアのほうではなるべく、今回の社会福祉協議会の事業でもありますボランティアポイントですとか、おたすけ隊みたいな部分で関わっていた人方に声をかけて、当日の手伝いをしていただくような関わりなどもできるので支援できるのかなと思っております。

ただ、今主体となっている団体が自分たちの任意団体ですので、なかなかその次をやる人を外部で何とかできるということにはなかなかありませんが、やはり重要なのは、実施している事業の中で、そういった主体者が育っていく、それから主体となっていく人をつくっていくという作業が必要かとは思いますが、そういった部分の支援ですとか、継続した事業の関わりというのは町も含めてやっていきたいなと考えているところ

でございます。

それから、クラスターに対する支援金が出るということで、2類から5類に移行した後の支援金の状況はどうかという部分ですが、これにつきましては、国のほうでは2類から5類になったことでインフルエンザと同等ということで、本来でいけばそれだけで、例えば今回でいくとマスクも手指消毒等の制限も個人の判断によるというような状況となっておりますが、医療機関、それから高齢者施設については継続して支援を行うというふうにもされております。この補助金につきましても、例えば各陽性者の把握はほとんど定点把握ということで全数把握をしない状況ですが、施設等の、病院ですとか施設等の発生の把握につきましては、保健所も関与して、今度も対応するというのと、さらにクラスター等で嵩増し経費がかかる部分等については支援を行うというような状況は、今年度についても一応継続すると。ただし、来年度はちょっと分かりませんので、一応今年度は継続して支援するという形になっております。

それと、就学資金貸付金の積立金ですが、これにつきましては、15ページのところに生活福祉資金というのがあります。この中で就学資金についての貸付というのも事業として行っておりますので、この原資でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 生活資金の貸付の中にあるということは、子どもたちの就学資金のために使っているとなっているのですか、この部分。

それから、さっき最初にあったあつまーるですが、それはこれからはもう町もその事業の中に、町も関わった事業としてこれから進めていくと考えてよろしいですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 就学資金、子どもの進学に係る就学資金を貸し付けるというような事業でございます。一定所得等条件、貸付条件はありますが、貸付を受けることができるというものでございます。

それから、あつまーる、多世代交流等の事業の町の関わりについてですが、今回は重層的支援体制整備事業、この中で支援に係る、例えばボランティアの確保のための、社協で行うボランティアポイントですとか、おたすけ隊ですとか、そういった経費の部分での町からの補助金ということで、町からの支援を行うということで対応をしているという状況がベースになります。なかなか町のほうで人の手配ですとか、人的な部分での対応というのはなかなか難しいのですが、運営ですとか、そういう部分での相談ですとか、そういった部分では関わることももちろんできますので、そういった部分での支援を町の支援を含めての運営をしていくと考えているところでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第8、報告第10号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ただいま上程いただきました報告第10号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書」の提出について、その内容をご説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本議会に報告するものであります。

経営状況説明書は別冊でご用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、本説明書の内容について、ご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは、第30期の営業報告書及び決算報告書で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをご覧願います。

「総括事項」について、その内容を読み上げます。

国内の観光における経営状況は、感染者の増減を繰り返す新型コロナウイルスやロシア・ウクライナの戦争によるエネルギーショック、さらに国内の物価高騰による値上げラッシュのあおりを受けるなど、観光産業は引き続き大変厳しい状況にあります。

当会社においては、全国旅行支援等による様々な割引支援策のほか道東自動車道阿寒インターチェンジや釧路外環状道路の延伸などから、コロナ禍の新しい旅のスタイルとなったマイクロツーリズムが加速され、当地域へ観光動向が増加し、また、これまで30年に及ぶ経営戦略から、ブランド化された食の観光、厚岸産牡蠣を目的とした観光需要に特化した結果、入館者数にあっては、前年対比で約7万人増加の131.3%と推移し、コロナ禍以前の令和元年度の29万5,308人に対し、29万2,250人の98.9%まで回復しました。

一方で、旅行会社が募集する団体型旅行者数は、令和元年度の1万8,965人に対し、1万1,790人の62.1%とふるわず、依然として団体型旅行者数の回復が見込めない状況にあり、今後のアフターコロナにおいては、旅行会社の強みを活用した地域連携の多様化を元に商品開発及び提案をしていきます。

このような状況下の下、誘客促進対策として旅行雑誌やテレビCM広告を継続し、また、物価高騰により販売価格の改定やテイクアウト企画販売の強化、ふるさと納税返礼品の見直し等に努めた結果、総売上高は過去最高となる5億3,915万8,000円、前年比133.1%、1億3,425万4,000円の増加となり、旅行情報誌北海道じゃらん道の駅ランキング飲食部門においても13年連続の満足度ナンバー1を達成することができました。

厚岸霧多布昆布森国定公園の誕生により、部門強化したアドベンチャー部門においては、事業計画にある北海道知事認定アウトドアガイドの育成も計画的に実施しており、

本年9月にはA T W Sアドベンチャートラベル・ワールドサミットが北海道を舞台に開催されることから、ここでしか体験できない豊かな食と、美しく雄大な自然と言われる世界に誇る当地域の観光資源を世界に向けたプロモーション活動に努めます。

当会社は、S D G sを宣言し、その中でも国から選定された防災道の駅である防災拠点機能の強化を掲げ、道の駅を広域的な防災拠点とするB C Pを作成し、防災道の駅制度に基づく道の駅として防災機能強化を継続的に進めるとともに、町と連携し、防災体制の強化に努めます。

以上が、「総括事項」であります。

次に、3ページの「総務事項」についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況、株式事項、役員、従業員、旅行会社との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、4ページの「月別入館者状況」であります。

月別の入館者数については、記載のとおりであります。年度合計では、一般入館者数が28万460人、旅行会社関係の入館者数が1万1,790人、合わせて29万2,250人の入館者総数となっております。

総括事項でもご説明させていただきましたが、新たな観光スタイルであるマイクロツーリズムにより、近郊からの観光客を誘客できたこともあり、前年度と比較しますと13.3%、6万9,714人の増加となりました。

次に、5ページからは「決算報告書」についてであります。

6ページをご覧ください。

まず「貸借対照表」であります。資産の部では、流動資産は1億1,322万9,727円、固定資産は279万6,149円、資産の合計では、1億1,602万5,876円であり、前期との対比で17.4%の増となっております。

負債の部では、流動負債が3,821万5,116円で、前期との対比で55.1%の増となっております。その主な要因は、前期よりも売上が増加したことなどに伴う製品及び資材仕入れの増加によるものであります。

固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が7,781万760円で、前期との対比では4.8%の増となっております。

利益剰余金は1,281万760円となり、前期との対比で38.8%の増となっております。

次に、7ページは「財産目録」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。

「損益計算書」であります。

売上高科目のうち、純売上高は4億9,475万2,238円で、前期との対比では35.1%の増であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は5億3,915万7,613円となり、前期との対比では33.2%の増となっております。

売上原価は3億2,379万108円で、新たな観光スタイルであるマイクロツーリズムにより近郊からの観光客を誘客することができ、前期との対比で34.2%の増、売上総利益については2億3,602万5,060円で、前期との対比で29.3%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は2億4,602万193円で、前期との対比では17.5%の増となっており、次の9ページに、その内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業損失が999万5,133円となっております。

営業外収益については1,379万47円で、前期との対比では100.6%の増となっており、主な内訳は、国からの雇用調整助成金が238万6,932円、事業復活支援金が150万円、町からのアウトドアガイド育成補助金が342万6,060円となっております。

営業損失の999万5,133円に営業外収益の1,379万47円を加え、営業外費用の9,924円を差し引き、今期は378万4,990円の計上利益となっております。

この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は、357万8,990円となっております。

剰余金の処分につきましては、13ページでお示ししております。

当期純利益と前期からの繰越剰余金を合わせ、1,281万760円が次期繰越剰余金となりますが、会社所有の営業に関わる備品設備の維持・更新や、会社運営の財源確保を図るため、株主配当をせず、時期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは、「株主資本等変動計算書」であります。

当期純利益の357万8,990円の計上により、純資産の部、合計の当期末残高は7,781万760円となっています。

11ページは、「個別注記表」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、「監査報告書」であります。

次に、14ページですが、「部門別収支決算書」であります。

一番下の行に、それぞれ部門ごとの計上利益の額が記載されておりますので、前期との対比を口頭で申し上げます。

総務部門は、マイナス数値が15.8%の増、2階のレストラン部門は、72.8%の増、2階の魚介市場部門は、1,205.5%の増、1階の喫茶部門は、123.4%の増、2階のオイスターバー部門は、44.4%の増、1階の展示販売部門は、32.6%の増となっております。

総務部門における計上利益減少の主な要因は、アフターコロナによる利用者数の増加に伴い、体験観光収入は増加したものの、経費全体が増加したものであるものと見られます。

レストラン部門、魚介市場部門、喫茶部門、オイスターバー部門、展示販売部門においては、アフターコロナにより行動が活発化したことや、北海道ラブ割りなどによる売上高の増加によるものです。

15ページからは、令和5年度「第31期の営業活動計画」についてであります。

16ページをお開きください。

令和5年度営業活動計画であります。

営業の概要について、読み上げます。

これまで長らく低迷していた旅行における国内消費は、新型コロナウイルスの5類移行などにより、今後は幅広くプラスに作用していくと見込まれ、旅行者のマインドにも

明るさが戻り、アフターコロナに向けた国内外の旅行意欲が期待され、観光産業においては、コロナ禍からのV字回復が期待されております。

しかし、海外経済やロシア・ウクライナ情勢は依然として不透明であり、さらには原材料価格の高騰や人手不足などの長期化は懸念要素となっています。

当会社においては、平成5年6月に会社を設立してから、本年で30周年を迎え、節目の年度となることから、厚岸霧多布昆布森国定公園の魅力溢れる豊かな食と美しく雄大な自然などを活用した30周年イベントに積極的に取り組み、魅力溢れる事業展開を目指します。

また、SDGsの達成に向けた取組を検証し、スパイラルアップを執り行い、持続可能な開発目標の実現に向けた取組を強化します。

我々の行動指針である情熱と好奇心、変化と進化、発想と実行という三つの理念と、何事も行動に移すという経営方針を糧に、完成することのない食のテーマパークとしてわくわく、どきどきを提供し、旅行情報誌北海道じゃらん道の駅ランキング飲食部門顧客満足度13年連続ナンバー1の実績を励みに取り組みます。

本年9月には、第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会in厚岸や、北海道の大自然のポテンシャルを活用したATWSも開催され、世界の旅行会社やツアーオペレータ、DMOなどの関係者が来道されることから、当地域の観光の柱である食の観光と体験型観光をプロモーションする絶好の機会と捉え、事業の強化推進に努めます。

その上で、当期の計画では、17項目にわたる実施事項を掲げて取り組む方針を記載しております。

- 1、アフターコロナにおける感染症対策に配慮した施設づくり。
- 2、指定管理事業の遂行。
- 3、設立30周年イベント事業の展開。
- 4、厚岸霧多布昆布森国定公園の活用促進。
- 5、宣言したSDGsの検証とスパイラルアップ。
- 6、HACCPに沿った衛生管理体制の強化。
- 7、厚岸町総合観光案内所の充実。
- 8、接客レベルの向上と体制の強化。
- 9、商品開発事業の推進。
- 10、ふるさと納税返礼品の拡充。
- 11、旅行会社への営業活動と情報収集。
- 12、観光誘客宣伝事業。
- 13、施設管理と機器の更新。
- 14、催事物産販売プロジェクト。
- 15、道の駅BCPと防災拠点に対する危機管理の強化。
- 16、社員研修及び観光地施設の視察。

最後に17、働き方改革の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、21ページは、令和5年度部門別収支計画書であります。

観光産業においては、コロナ禍からのV字回復が期待されるところですが、依然としてロシア・ウクライナ情勢は不透明であり、原油価格の高騰なども長期化している状況にあるものの、マイクロツーリズムの定着などにより入館者が増加することを想定し、当期の計画は令和4年度の実績を踏まえ、各部門別ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の3.6%の増となる5億1,250万円を見込んでいます。

売上原価では3億587万9,500円、売上総利益では2億5,387万8,776円、前期実績との対比では7.6%の増を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の3.1%増となる2億5,363万円を見込んで計上しております。

これにより、営業利益は24万8,776円を見込んでおります。

営業外収益では、アウトドアガイド育成補助金や草刈委託料など568万円を見込んでおります。

この結果、計上利益は592万8,776円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には補足資料としまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、令和4年度第30期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

大変簡単な説明ではありますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 16ページからの令和5年度営業活動計画についてお尋ねします。

その中で2点ほどお聞きしたいのですが、3番にSNS等を活用して情報発信し、集客促進に努める、あと7番にもSNSを使用し観光情報の発信に努めますとありまして、よく計画とかにSNS等の情報発信と、どういう計画にでもあるのですが、具体的にやはりコンキリエのように知名度もあって、表に出る業種なので、どの程度の効果を計画して、SNSの発信とか集客という言葉を使っているのか、具体的な計画を聞きたいのと、17番の働き方改革の部分なのですが、協力隊でもコンキリエに協力隊いまして、その方たちは就職することもなく途中で辞めていく、コンキリエの中でそういう結論に至った、協力隊としては成果が出ませんでした。その中で働き方改革、この中で職場における働く環境の整備とモチベーションの向上を目指しますと書いてあるので、この当たり、具体的にどういう計画なのか、その当たりを詳しく教えてください。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まず初めに、30周年イベント事業並びに総合案内所の充実のところで、SNSを活用したというようなことについてです。

コンキリエのほうでは、インスタグラムやフェイスブック、このような形で情報発信

を行っておりますけれども、このまず30周年イベントは、例えば大きな記念式典みたいなことをやるというものではなくて、毎月のようにこの30周年に絡めて、例えば新しいメニューを提供していただくか、例えば町民向けに何らかの付加サービスを付けるだとか、そのような形で常に30周年にコラボしたような形でイベントを展開していくというふうなことを聞いております。

今までのコンキリエのSNSを見た限りでは、何かのやはり催事など、何か変わったタイミングでいろいろ出されているというようなところがありますので、この30周年、今年につきましては、イベントが起こる、毎月のようにいろいろな形で情報を提供していただかなければならない部分があると思いますので、まずは基本的には回数を上げていくと。

それと、SNSというのは、やはり広く一般の方々が、コンキリエを別に見なくても、例えばインスタグラムを見ているだけでコンキリエのものがこうやってぱっと目に入ってくると。そこでやはり、いかにして、言葉で言うといいねをもらって、もしくはフォローしてもらおうと、こういうことを今まで以上に、やはり心がけることによって、つながりを今以上に持たせることができるのではないのかなと私は思っております。

そういうことから、ホームページ上でも、このSNS系の部分は見れるような形にはなっているのですけれども、やはり今の時代、スマートフォンで瞬時に見れるこのSNS、インスタグラム、フェイスブック、こういうものを中心に今以上な展開をしたいと考えております。

それと、働き方改革の部分であります。職場内における働く環境の整備と従業員のモチベーション、まず、コンキリエのほうに確認したところ、やはりお客さんもたくさん昨年から増えてきているという部分もあるのかなと思いますけれども、勤務時間外の対応がやはり以前に比べると増えてきている状況にあると。コンキリエとしては、やはりここの部分をどうにかしていきたいのだと。すなわち、的確な、例えば従業員数の確保なり、あとはどうしても繁忙期については、時間外ということは、これはどこの職場でもあり得ることだなとは思いますが、これが恒常的にならないような形で、従業員の方々にいかにして決められた時間内で決められた業務を行ってもらおうのかと。そういうことを今年度については目標として掲げて、職員の働く意欲を上げれるように、まずは超過勤務の削減のほうから取り組んでいきたいというようなところがあります。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 詳しい説明をありがとうございます。

SNSに関しては、もう個人がみんな複数のアカウントを持ってやっているSNS時代だと思います。その中で、当然個人でも今日何した、こうした、そういうものでいいねもらう、もうそのレベルはSNSは今の時代超えていて、商売として使うというのは客観的に考えても、例えばインフルエンサーにお金を払って、それを紹介してもらったり、そういうビジネス的にはやはり個人のこういうのがある、こうあるとは別に、いかに広げていくかというところでは外部の協力を得て、強力な宣伝手段が今SNSは間違いないと思いますので、ぜひ外部の専門家だったり、そういうところに相談して、どうい

うふうに上げたらいい、どういう上げ方がいい、やはり売上向上はコンキリエの一番の必然的な商売上、必要な部分なので、その当たりも外部の目から、こうしたらさらによくなるというのを、そういうところもぜひ取り入れてSNSでの宣伝も力を入れていたきたいなと個人的には思います。

もう1点のほうは、やはり働き方改革のところで超過勤務というのが出てきたのですが、やはり超過勤務がそんなに多い状況で、もしあったのであれば、その辺も、ぜひ働いている人の声を聞いて、超過勤務だから果たして、協力隊に関して、僕も詳しくは分からないですけれども、残らなかった理由がどこにあるのかは分かりませんが、コンキリエの人材、なかなか人材というのはどこの業界にもいないので、ぜひ働いている人の声を聞いた上でこういう計画、改革だったり、こういうところを直すというのも、ぜひそういう声を取り入れた上でこういうふうにしていこうという考え方で進めていただけると定着率も上がったり、働く側のモチベーションも変わると思うのですが、そういうことはコンキリエでは今までやっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 申し訳ございません。

まず、SNSにつきましては、外部の意見、こちらのほうもいろいろと聞いてみたい。これはコンキリエだけではなくして、私ども観光商工課もSNSを駆使して様々なイベントの告知を行っておりますので、そういう面からもいろいろやってみたいと思います。

また、SNSにつきましては、やはり一組織だけが発信するのではなくして、例えば、コンキリエと私ども、うみえもんのSNSあるのですけれども、あとは観光協会だとかというところで、お互いがお互いをフォローリツイートしながら、そしてお互いの部分のユーザーに対して、それらを周知していくというようなことでさらなる周知方法の拡大というものも図っていきたいと考えます。

それと、働き方改革の部分ですけれども、コンキリエにつきましては、私ども役場のほうと同じく、朝、朝礼もしっかり行っておりまして、各それぞれ部門ごとの定例的な打ち合わせ、そしてそれら部門長による会議、こういうものも定期的に行っておりまして、社員とのコミュニケーションが図られていると。声は聞き入れられる環境にはあると仕組みとしては成り立っております。また、今年度につきましては、例えば休暇の制度でバースデー休暇、例えば誕生日には休みましようというようなことも積極的に取り入れて、処遇改善ではないですけれども、働きやすい職場というものを目指している

というような状況であります。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

11番、杉田議員。

●杉田議員 端的にお客様からの要望をお伝えしたくて、検討いただきたいと思うのですが、休館日になっている月曜日の開館というのはお願いできないのだろうかという声但实际上に現地、お客様から聞かれます。加えて、今の働き方改革の質問の後になかなか難しい話だとは思いますが、防災拠点としての道の駅の役割ということも考えますと、やはり休館日がある、閉館している、建物に入れないというのがちょっと疑問でもありますし、お客様の声としてお伝えしたい、今後の検討課題としてお伝えしたいと思います。お願いいたします。よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。ということは、私が社長でありますので、この際、今大事な課題でありますので、お答えをいたします。

やはり働き方改革、今ご指摘があったとおりなのですが、これをまず大事にしなければならない、それと社員のモチベーションを上げていくということは大きな課題であり、今日の業務の中では、やはりどの企業もそうでありますけれども、社員を休ませるということは常識と言いましょいか、今特に国のほうが働き方改革ということで、土、日は必ず休めというような、全ての職場にそういう厳しいお達しがあるわけでございます。コンキリエといたしましては、やはり最盛期の土日は休館にしないと。その代わり、月曜日を休館ということで今までやってきているわけであります。

今ご指摘がありましたけれども、休館はなくして、もう月曜日も開業したらどうかというご意見かと思いますが、利用者にしますと、そういう気持ちも理解できるのですが、やはり運営上の、やはり働き方改革も守っていかなければならないという立場でもあります。そういう中で、時間の短縮も、営業短縮もいたしておるわけであります。

また、災害対応ですが、月曜日も確かに災害があるかもしれません。そういう場合は、初動対策の中できちんと対応できるように組織化しておりますので、この点も御安心いただきたい。特に防災道の駅ということで指定されましたので、今後機能等も含めて、施設整備をいたすということも大事な役割でありますので、その点はよろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 町長、ありがとうございます。

全くもって、まず働き方改革ということで、大事に考えていかなければならない、私も思います。少しでもお客様の声に応える形で、例えば人件費の面をできるだけかけないようにすることを前提に、例えば展望台までの開放であるとか、店舗、営業は行わな

いで、建物の開放であるとか、展望台までの開放であるとか、今後ご検討いただければと思います。

実際私があえて月曜日に僕駐車場に行って、眺めていると言いますか、見ていると、結構、意外と個人のお客様でいらして、あら、月曜日空いてないんだねと残念がって帰られるお客様も結構いらっしゃるの、できれば可能な限り対応をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変いい話、ご質問いただきありがとうございます。

確かに休館日も駐車場には何台かの車が見えているようであります。その人方に対しては本当に申し訳ない、そのように思いますが、実は職員、募集いたしましてもなかなか集まってこないのです、現実。そういう中で、最小限度の人数で今日運営をしているという実態もあります。我々といしましては、そういう点も含めて、やはり社員が誇りを持って勤務できる状況をつくっていなければならぬという考えの下に、社員含めた、また我々取締役も含めた中でいろいろと対応を考えておるのも事実であります。

そういう面におきまして、やはり先ほどSNSもありましたけれども、そういう情報も常に流しておりますが、それだけでは分からないというのでもあるのではなかろうかという今の質問を受けまして、理解をいたしたところでありますが、そういう点については今後、来館者についての不便さを感じない、今日休みということを前もって理解されるような工夫というものも考えていきたい、そのように考えております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

3番、佐藤議員。

●佐藤議員 コンキリエも30年を迎えました。実は、施設ができるときに、もちろんレストラン、いろいろ食に関する施設が中心になっておりますから、地元の飲食店の方との競合と言いますか、そういうことが問題になりまして、地元の飲食店の方々と会社のほうといろいろ協議をして、お客さんを町のほうから取ってしまうということもいかなものかなということもあって、その時点でそばだとかラーメンだとか、そういう麺類の提供はやめようということで、それ以外のメニューを設定したと思うのです。

ただ、今30年前のことと、前の時代と今考えて見ると、そういう麺類の店がだんだん少なくなってきたのですよね、現実。ですから、そういうふうに考えるのが一つ。それからコンキリエに来て、今日温かいからざるそばを食べようと思ったらメニューになかったと、そうするとそのお客さんがそれを食べたいために、今度町に下がってきて、そば屋さんを探して、本当にそばを食べるか聞いたら、恐らく、ちょっと従業員の方に聞いたのです、そのメニューにないものがあれば、コンキリエのレストランで違うメニューを頼むというのですよね、違うメニュー。そうすれば、現実にはそのコンキリエに来たお客さんが町に流れて食べるということは、今ないのではないかなと思う

のです。そう考えれば、これからメニューなんかも、5年度の計画でもラーメンかそばが新たなメニュー、メニューと言うのかどうか分かりませんが、そういうことも考えれば、これからちょっと一つ会社としても考えていったほうがいいのではないかな、そのことが来ていただくお客さんのやはりためにもなるわけだし。

それと、この決算書の中で、炙屋はちょっと別にして、レストランの売上総利益率を見ると50%ちょいなのですよ。やはりご飯ものとか、そういうものは原価高くなるのです。麺類はもっと利益率が高いですから、そういう意味でも会社の経営に貢献するのではないのかなということも一つありますので、反対が多くてできないという、昔はそういうことがありましたけれども、最近はやはり町の中も変わってきていますので、機会があればそういう検討もしていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今ご質問がありましたとおり、設立時における約束がそういうことになっておりまして、私が町長になりましてから、実はパール、カクテルバー、あそこを閉鎖せざるを得なかったという事態を迎えたわけであります。その際、麺類をやったらと、ラーメン屋ですね。ということで、一時、予算も組んで、いろいろと対応にしかかったのですが、その前に、やはり約束があるものですから、麺類の飲食者と集まってもらって協議をしたことがあります。しかし、依然としてだめだということで、なかなか許可をもらうことができなかったという経緯がございます。そういうことで今日のパールがあるという経緯もございまして、新しくその麺類をやるということに対しまして、場所等も踏まえますと、大変難しい状況になってしまいました。そういうこともありますので、一つ今の体制の中で、機能の中で麺類ができるかどうかは、もちろん約束ですから破るわけにはいきません。そういう面を含めた検討、課題として、今後の営業はどうあるべきかということを踏まえて、社長としては検討というわけではございませんが、研究させていただきたい、そのように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 町長言うこと分かります。約束はきちんとやはり守っていかなければならないのだけれども、約束を守らない国もたくさんありますから。だから、そういう意味で、未来永劫、これからは分かりませんが、何年か何十年か分かりませんが、やはり時代や、その町の状況が変わってくれば、やはり何かしらこう考えていくということも必要ではないかなというような気もいたしますので、そのときは一つよろしくお願いします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど答弁いたしましたとおり、研究させてください。ご理解いた

だきたいと思います。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

昼食のため、休憩といたします。

再開を午後 1 時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（大野議員） 日程第 9、議案第36号「令和 5 年度厚岸町一般会計補正予算」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第36号「令和 5 年度厚岸町一般会計補正予算（2 回目）」について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） 本件の審議方法について、お諮りいたします。

本件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和 5 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和 5 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後 1 時01分休憩

午後 1 時05分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第10、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、質問時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をします。

初めに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第2回定例会に当たり、4項目について一般質問いたします。

初めに、原油価格・物価高騰対策について質問いたします。

国は、令和5年度、原油価格と物価高騰対策として、各自治体へ交付金を配付しますが、交付金の内訳と厚岸町の交付額は幾らになるのかお尋ねいたします。

その使い道についてです。3点、提言させていただきます。

町民の声に非課税世帯のみならず、全町民1人当たりに現金支給を望む声があります。厚岸町の対応はどのようなになるのかお尋ねいたします。

二つ目です。酪農家は、飼料、肥料、電気、燃油の高騰で経営難にあります。町の支援が必要ではないでしょうか。

三つ目です。水道事業会計は企業会計であり、赤字のとき単純に一般会計からの繰入はできません。電気料など、運営経費が高騰し、収支が厳しい状況にあり、支援が必要と考えますがいかがでしょうか。

2項目目です。新型コロナウイルス感染対策5類移行について質問いたします。

感染症法上5月8日付けで5類移行になり、厚岸町は町民へマスクの装着を含め、どのように対応されるのかお尋ねいたします。

また、職員をはじめ、庁内の対応と町立病院及び介護老人保健施設の対応はどのようなになりますか。

3項目目です。道路整備について質問いたします。

令和5年度予算で港町2条通り1,300万円の実施設設計委託料が計上されております。総体事業予算と冠水対策を含め、年次ごとの整備内容を説明してください。

また、筑紫恋前浜通りは町道認定されていませんが、その理由についてと自治会要望で毎年春先、補修工事をされていますが、抜本的な改修工事をすべきではないでしょうか。

4項目目です。町有施設の貸与について質問いたします。

サンマ棒受網漁業の乗組員確保に基因する空いている町営住宅と床潭教員住宅の貸与要望があります。船主や漁組も苦慮されています。町の対応はどのようなになるのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の原油価格・物価高騰対策についてのうち、（1）の「国の対策交付金は幾ら交付されるか」についてであります。令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業へ充当可能な低所得世帯支援分が4,354万7,000円、推奨事業分が5,240万3,000円、計9,595万円が交付される見込みであります。

次に、（2）アの「非課税世帯のみならず全町民1人当たり現金支給を望む声があるが」についてであります。町では、令和4年度において、原油価格・物価高騰により影響を受ける町民生活を支援し、町内消費を促進するため、1人当たり5,000円の商品券を2回交付し、物価高騰による影響を緩和してきたところであります。

ところが、現在も原油価格の高騰や食料品価格等の物価高騰による町民生活への影響があるものと捉えていることから、全町民に対し、1人当たり4,000円の商品券を交付するため、本定例会に提出している一般会計補正予算に、関連経費3,990万2,000円を計上しており、7月末には、全町民に配布ができるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、イの「酪農家支援対策が必要と考えるが」についてであります。酪農家支援対策については、これまで、それぞれの市町村で個々に支援対策を行ってききましたが、より効果的に釧路管内の酪農を支援するため、釧路町村会を構成する町村が一体となり、牛乳消費拡大事業として、ほぼ同時期に各町村で牛乳券の配布を行うほか、統一デザインのチラシを作成し、消費促進に向けた啓発活動を行ってまいります。

具体的な当町の支援策としては、町内で牛乳・乳製品の購入に使用できる「あつけし応援券」を一世帯当たり2,000円配布するほか、役場等で会議開催時に飲み物を提供する際は「牛乳」とすることで、酪農家支援を図ってまいります。

次に、ウの「水道事業会計は電気料など運営経費が高騰し、収支が厳しい状況にある。支援が必要と考えるが」についてであります。令和4年度の水道事業会計の決算見込みでは、当該年度純利益は税抜き2,387万5,000円で、当初予算との比較では753万円の減額となっております。

また、電気価格高騰による影響については、令和3年度決算と令和4年度決算見込みを比較した場合、施設管理での節減努力により使用電力量を6万8,300キロワットアワー、8.5%削減したものの、電気料金については306万9,000円、16.3%の増となっております。

水道事業では、浄水処理や配水の過程で多くの電力を使用するため、電力価格の高騰は、経営への影響が非常に大きいものと考えておりますので、ご質問にある支援については、今後の電力料金等の推移と、他事業への国の交付金の配分を見極めながら検討していきたいと考えております。

続いて、2点目の新型コロナウイルス感染対策5類移行についてのうち、（1）の「町は町民へマスク装着を含め、どのように対応されますか」についてであります。この度の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの移行に伴う最大の変更点

は、マスク着用については、既に本年3月に個人の判断に委ねられていますが、基本的な感染対策としての換気や手指衛生などについても、個人や事業者の判断によるものとされたところであります。

また、症状がある場合の相談先の変更や保健所による健康観察の終了など、町民に関係が深い変更点も多いことから、国や北海道の示す方針に従い、その内容について、正確に周知することが重要と考え、広報誌やホームページへ掲載し周知を行ってきたところであります。

さらに、5類への移行により、北海道が公表する感染状況は終了となりましたが、今後、感染症法上で指定されている定点医療機関からの報告数を基に流行を把握した際は、これまでと同様、町民の皆さんに対し、必要に応じた情報提供等に努めてまいります。

なお、これまで実施してきた、町の感染対策の協議や意思決定に係る体制については、5類移行に伴い、従来の新型コロナウイルス等特別対策措置法に基づく「厚岸町新型コロナウイルス感染症対策本部」は廃止しましたが、今後、新たな流行が確認された場合は、厚岸町感染症対策本部設置要綱に基づく「厚岸町感染症対策本部」を速やかに設置し必要な対応を取ることとしております。

今後においても、感染対策の継続は必要と考えておりますので、引き続き必要な情報提供や注意喚起を継続してまいります。

次に、(2)の「職員、庁内の対応は」についてであります。これまでの対応については、国や北海道からの通知や方針等に沿った感染対策を行ってまいりましたが、5類への移行により、これらの取扱いが、廃止または変更されたため、当町においても対策の内容を変更し対応しております。

職員の対応のうち、5類移行前までは、マスクの着用について、国は「個人の判断が基本」としていましたが、当町においては職員の感染による行政サービスの停止を防ぐ観点と、来庁されたお客様の不安を解消する観点から、マスクの着用を継続しておりました。

また、5類移行後にあつては、町内や職員から感染者が発生していたこともあり、窓口対応をする場合はこれまでと同様、全ての課で当分の間、マスクを着用することとしているほか、他の基本的な感染対策については、職員個々で継続しているところであります。

庁内の対応については、5類移行前までは、庁舎入口にサーマルカメラ、会議室にはアクリル板、執務室内では机の仕切りを設置していましたが、移行後はこれらを撤去することといたしました。

なお、手指消毒及びカウンターに設置のアクリル板については、多くの方が出入りする場所でもありますので、今後の感染状況を見極めながら対応をしていきたいと考えております。

次に、(3)の「町立厚岸病院及び介護老人保健施設の対応は」についてであります。町立厚岸病院では、感染症法上の位置づけの移行にあわせ、国から示された感染対策を基本としつつも、現時点において新型コロナウイルスの感染者が多数確認されていることから、来院する全ての方に検温とマスクの着用をお願いしており、外来診療にあ

っては、発熱など有症状の方の事前電話相談や発熱外来の設置など、これまでの対応を継続しております。

また、一般病棟及び介護老人保健施設「ここみ」については、各フロアへの立入制限を解除していますが、多床室への立入りに関しては、感染対策として立入制限を継続しております。

なお、面会については、事前の申し入れにより、主治医の判断のもと、多床室に入院または入所の方はデイルームまたは会議室で、個室管理の入院または入所の方は病室または療養室で、少人数で15分以内とするなどの感染対策を図りつつ許可しております。

続いて、3点目の道路整備についてのうち、(1)の「港町2条通りの総体事業予算と冠水対策を含めた年次ごと整備内容は」についてであります。港町2条通り整備事業は、経年劣化による路面の損傷が激しいため、社会資本整備総合交付金を充て、総延長645.5メートルの路面整備を行う計画であります。

今年度は、実施設計を発注し、現地測量を行っている段階であり、今後、測量結果を基に詳細設計を行う予定となっております。

総体事業予算については、詳細な設計を行っていないことから、現段階で告示することはできませんが、全体事業費では1億円以上を要すると考えております。

今後は、事業推進に向け、財源の確保を含め、適正な事業予算にできるよう努めてまいります。

冠水対策については、本事業は道路整備について事業採択を得ていることから、本格的な冠水対策整備は行えませんが、詳細設計において、事業採択要件内で路面計画高さの検討を行ってまいります。

また、年次ごと整備内容については、現時点では、具体的な年次計画を告示できませんが、車道と歩道の改良を含めた改修工事を予定しており、工事着手から完成までには、少なくとも3年以上を要するものと考えております。

次に、(2)の「筑紫恋前浜通りが町道認定されていない理由は、抜本的な改修工事をすべきでは」についてであります。この道路は、筑紫恋地区の海岸沿いの住宅と昆布干場の間に位置する地域の生活道路であります。

町道認定の要件については、厚岸町町道路線認定及び廃止に関する基準により、必要な幅員と道路敷地を確保する必要がありますが、この道路として使用されている用地については、大変狭く大半が私有地で、一部の私有地では26名の共有地があり、地権者の同意を得ることが難しい用地が含まれています。

このため、町道認定には至っておりませんが、平成7年度と平成21年度には、自治会からの要望を受け、地域の生活環境向上のため、簡易舗装整備を行ってきた経緯があり、現在は、舗装の状態について毎年度確認を行い、必要な補修を行っております。

今後においても、自治会の意見を伺いながら、補修や改修について検討を行ってまいります。

続いて、4点目の町有施設の貸与について、「サンマ棒受網漁業の乗組員確保に基因する町営住宅と床潭教員住宅の貸与要望の対応は」についてであります。まず、公営住宅制度については、公営住宅法に基づき国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で

賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としたものであります。

当町においては、同法に基づき町営住宅を整備し、厚岸町営住宅管理条例で入居資格を規定しております。

入居資格については、1として、厚岸町内に住所または勤務先を有する者。

2として、一定の要件にある者を除き、同居し、または同居しようとする親族があること。

3として、入居しようとする者の条件により異なりますが、一定の所得を超えないこと。

4として、現に住宅に困窮していることが明らかな者。

5として、町税等に滞納がない者。

6として、入居しようとする者または同居親族が暴力団員でないこと、が条件となり、条件が満たされない場合は入居ができないことになっております。

厚岸サンマ漁業班からは、令和5年4月17日付けで、町営住宅の空き家へ、漁業者が雇用する特定技能外国人の入居についての嘆願書が提出されていますが、中長期の在留資格を持つ外国人についても、入居申込み資格が認められることから、先に述べた入居資格条件が満たされた場合、町営住宅への入居は可能であります。

次に、教職員住宅については、厚岸町教職員住宅管理規則第3条において「住宅の貸与を受けることができる者は、厚岸町立小中学校に在職する教職員及び住宅管理者が特に認めた者とする」と規定されており、使用可能な住宅については、教職員への貸与状況を見ながら、後継者育成支援や新規就業者受入支援など、教職員住宅の有効活用の観点から教職員以外への貸与を認めておりますが、要望にある、床潭地区の教職員住宅については、3棟あるものの1棟は教職員が入居中で、他の2棟については老朽化が著しく解体予定であるため入居はできない状況にあります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 再質問いたします。

厚岸町から町民へ配布の内容でございます。これについてお尋ねをさせていただきます。

低所得者へ3万円支給の件数と人数、それから町民1人当たり4,000円の支給人数、さらには牛乳・乳製品の支給世帯数を各々説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 私からは、低所得者世帯、3万円給付の件について、件数と金額、お答えさせていただきます。

事業の対応につきましては、低所得者世帯、1世帯3万円の給付を1,350世帯を予算として計上しております。気持ち多めに予算計上しておりますが、1,300世帯ほどの給

付を見込んでいるところでございます。予算につきましては、4,050万円の給付を見込んでおります。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 私のほうからは、4,000円分の商品券の関係でお話をさせていただきます。

予算ベース、補正予算では8,700人分を計上しておりますが、6月15日を基準日としてこちらの制度考えておりますので、実際のところ8,449人が今現在の対象者ということになります。ただし、その後、増減等がございますので、おおむねこの数字というようなことになります。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私のほうからは、がんばろう牛乳券の世帯数ということでお答えをしたいと思います。

今回の補正予算に計上している積算の根拠としては4,400世帯ということで予算を上げさせていただいております。なお、基準日として吸い上げたときの参考世帯が4,262世帯ということでございますので、その間の世帯数で最終的には落ち着くのかなと捉まえております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 町民の中には現金支給を望んでおります。それだけ町民の中には200万円を切って、100万円ちょっとの年金を受給して、単身で病弱な方、医療費もかかると、そうすると非常に生活を切り詰めているのですけれども、なかなか大変である、だから何でも活用できる現金が一番いいのだと、こういう強い切実な訴えもございます。

ですけれども、やはり町が行う事業でございますから、町の活性化等考えて、3,000円ではなくて4,000円、さらには牛乳券を含めると、ある程度大きな今回の支給の交付対象のおおむねを今回支給される、そのことについては私は評価をいたします。

できれば、答弁にありました、7月の末に配布ということでございますが、ぜひお盆前に利用できるように配布をしていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 委員おっしゃるとおり、私ども今、まず牛乳券の観点で言いますと、やはり小中学校が夏休みの部分で消費が低迷するというようなこともございますので、こちら、がんばろう商品券とともに、一つの封筒に入れて、各町民に配布いたしますので、7月の末にはほぼほぼの世帯に届くように配布をしていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

令和 3 年度の水道事業会計の決算、附属資料を一応、さらに再度調べさせていただきました。このとき、令和 3 年度、損益がマイナス482万円ほど発生した決算となっております。このマイナス補填として前年度繰越利益剰余金から補填されておった、たしか、そういうことでございますから、令和 4 年度に向けて水道料金が10.8%改定をされてきております。それだけ水道事業、老朽化してきて取り替えていかなければならない、将来に安定した給水をしていくためには、設備投資も必要なので、大きなマイナスではないけれども、早くからきちんと整備を含めた、そういうことで10.8%の改定をされたと認識をしております。

令和 4 年度の収支状況、まだ発表されておりませんが、私は将来を見据えた10.8%があるので、ある程度黒字は維持できるのかなと推測をしておりますが、この収支の見込みと決算処理上、今回いろいろ上がっております。令和 4 年度は赤字になりました。特に積立金を含めて簡単に概略でいいですから、水道事業の令和 4 年度の動きについて説明をしてください、まず。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

昨年の損益の補填財源としては、3,002万3,909円の未処分利益剰余金から補填させていただいてございます。それと、もう一つ、令和 4 年の決算見込ということで、先ほども町長の答弁のところで少し触れたかなと思いますが、2,387万5,000円、これが今回の利益というように、今考えているところで、それに関しては今後定例会で報告したいなと思うところです。

それと、昨年については積立金はちょっとできなかったのですが、補填したということで、今年に関しては、2,400万円ほど積立できるのではないかなというところで、今のところ検討しているところでございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 当初計画よりも2,400万円でも少ないくらいだと私は理解しております。ですけれども、令和 5 年 6 月から23.2%、電気料が値上げをいたします。これも指摘しているわけでございます。水道事業の経営安定化のためにも、昨年は病院事業会計に繰入をしてきております。電気料の影響、値上げの影響というものはあると思いますので、私としては水道事業会計にも、このいただいた資料によると250万円くらいしか財源が残っておりませんけれども、ぜひ水道事業会計についても検討されるということでございますが、この辺についても充当型、検討していただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの1回目の町長の答弁にもありますように、今後の電力の推移だと思います。これは水道事業会計に伴わず、一般会計、特別会計、今病院会計というものもありました。そういった中では、昨年と比べますと、この3年度と4年度と比較いたしますと、1回目の答弁でも、このお伝えした300万円ちょっとが差額が出ていると。そういった場合、また5年度も今状況によりますと、電力が上がるということであります。

ただ、一方、まだ年度も始まったばかりでございますが、収入のほうがどうなっているのかなと、水道事業会計ですね、それを今後、収入、そして支出のほうを見極めながら、先ほど議員からもおっしゃいました交付金の残、250万円ほどまだあります。そういった中では、その交付金も合わせて一般会計からの補助金というのを検討させていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2項目目、新型コロナウイルス感染症対策5類移行についてお尋ねをさせていただきます。

町民への対応、それから職員の対応、これらについて病院の対応、それぞれ細かい説明をしていただきました。一番思うのは、まず町民への対応なのですが、国や道の基準に基づいて、速やかに対応され、町民に、完全に収まっているわけではございませんから、情報の提供、先ほどの答弁も何回も情報、速やかな情報提供に徹するとありました。これに努めていただきたいと思います。

その上で1点だけ確認をさせていただきたいのですが、病院の対応についてです。医師をはじめ、病院の職員全体がコロナ感染症対応で、まだ非常に頑張っておられます。そのご努力、大変な努力をされているなどは理解いたしますし、心からご苦労さまでございますと申し上げます。

ただ、ここに来て、コロナの感染が収まってもいない、それから新たにワクチンを接種しなければならない、業務が増えてきています。長期にわたるコロナの対応で、病院の職員の皆さん、疲労しているのではないのかなと。職員の人数、人員配置は適切なかな、十分足りているのかな、この辺についてお尋ねをさせていただきますし、私の耳にも町民の風評として、病院の対応が粗野であるという声が二、三届いてきております。ということは、職員の皆さん疲れてきているのかな、一生懸命頑張っているのだけれども。ですけれども、病院というのは町民の皆さんにとって、お医者さんをはじめ、みんな信頼しているわけです。それが粗野に扱われることによって、いらない風評が出る、あそこの病院はだめだと、これでは収支に大きく影響しますよ。患者さんは病院を選びます。そういう意味では、人が足りているのか、それとも指導というのですか、一方的に指導するのではなくて、やはりお客さんには笑顔とか親切な対応が私は必要だと思うのです。いろいろな患者さんいると思います。大変なことだと思うのですけれど

も、この指導というのは事務長はじめ、筆頭に、改めてその体制づくりというものをし
ていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） いろいろとご心配かけて申し訳ございません。

そういった中で、今の体制でございますけれども、今町立病院の体制につきましては、医師をはじめとして、看護師も含めて、全部、今、現在の診療体制を維持するための人数はとりあえず確保はしておりますけれども、その中でも特に看護部につきましては、若い方もいらっしゃるということで、今現在、産休ですとか、そういった方で取られていて、休んでいる、有給休暇、産休を取ったりとか、そういう方が中にいらっしゃいますので、総体的には今人数足りていないという状況でございます。

そういった上で、今現在、私どものほうで派遣看護師というものを要請して、診療体制に穴が空かないように今は対応しているという状況でございますので、そこにつきましては、私どものほうも責任を持って対応していきたいと考えておりますし、今、議員のほうからおっしゃいましたいろいろな問題、対応につきましては、既に今現在は看護部のほうでも、様々な部署でもそうですけれども、年間の研修計画というものを作りまして、様々な病状ですとか、そういう患者さんに合わせた対応というものについて、勉強会を今、日々やっているような状況でございますので、そういったことに向けて、また総師長のほうとも相談させてもらいながら、いろいろと今後の対応について、親切な対応に心がけるということも含めて、やっていきたいなと思っておりますので、これはこれまでも同様やってきましたけれども、さらにまた重点化を設けてやっていきたいなと考えてございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 道路整備について再質問いたします。

港町の 2 条通りの整備でございます。答弁にありました。約総事業費が 1 億円で 3 年くらいかかる。私が思うには、答弁の中にありました。道路の構造上の冠水対策しかできないのだと、当然だと思うのです。ですけれども、港町の数ある道路、それぞれが冠水状況にあります。この道路だけではないのです。そういう意味では、予算がなければ整備はできないわけでございますから、1 本の道路に 3 年、それも伸び伸びになる。やはり港町の冠水対策というものは、やはり厚岸町上げてどうするのか、道路整備を含めて真剣に検討していただきたいと思いますし、ぜひ、まず第一には国、道のほうに町長筆頭に予算確保のために最大の努力を図っていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者、今おっしゃったとおり、冠水に関しては、春先の融雪であるとか、大雨の

ときの高潮の際に港町地区が冠水するという事実は大変深刻であると考えております。ただ、ご承知かとは思いますが、どうしても民地が絡んでの道路の張り付けになっている部分もありまして、そういった部分では、今2条通りでは用地測量しながら、どういった対応が取れるかというのは工法ですとか、あと経済比較などを行った上で設計を行っているというところでございます。ただ、ちょっとあと全町的な対策となれば、またちょっと長い目で今後関係機関と協議は必要であるかとは考えてございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次に、筑紫恋前浜通りでございます。現状、簡易舗装をされておって、昆布時期なのですけれども、車が通ると粉塵が舞います。今まさに棹前昆布時期でございますけれども、浜の皆さんにすると、何とか1年でも早くもう少し整備をしてほしいんだ、穴ぼこでひっこう状態になって、毎年整備をしております。平成21年の簡易舗装でございますから、14年既に経過しております。そういう意味では、そろそろ大規模な改修工事が必要と考えますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

町長の1回目のご答弁にもありましたが、最後に改修を行ったのが平成21年ということで、そのときは簡易舗装を実施しているということであります。ご質問にあるように、年数がかなり経過しておりまして、損傷が激しく、毎年状況を把握しながら補修のほうはさせていただいておりますが、さらに状況をきちんと把握して修理に当たりたいとは思っております。

また、一度目のご答弁にありましたが、町道ではなくて私有地がかなり絡んでいるという実態もございます、通常の町道の改修であったり、補修維持管理という部分とは、また若干違った意味合いが出てきますことから、こういった形で大規模な改修、今後できるかというのは検討しながら行っていきたいとは考えてございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4項目目、空いている町営住宅の貸与について再質問いたします。

答弁、懇切丁寧に入居ができない条件、しっかり聞かせていただきました。私も入居できる条件について調べさせていただいたのですけれども、現状のままでは要望に応えることは不可能であります。その上でお尋ねするのですけれども、現在町営住宅で年間通じて空いているところは、梅香町を含めありますか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 町営住宅の空き状況ですが、申し訳ございません、まず、宮園

団地でいきますと、現在、中高層建ての団地が全部で132戸ありますが、空き家が現在7戸、それから白浜団地につきましては、全56戸中、空き家が11戸、上尾幌につきましては、全部で8戸ありますが、空き家が2戸、奔渡団地につきましては、全部で76戸ありますが、空き家としては14戸、梅香団地につきましては、全部で44戸あるうち、空き家が4戸、あと松葉のまちなか団地につきましては、18戸中、空き家がゼロ戸、それから有明団地につきましては、現在入居3戸ありますが、政策的に今後解体していくことなので、空き家にはカウントしない政策空き家が17戸というような状況にあります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 私は、空き家が空いているからどうのこうのということではないのです。通年通して常に空いているのであれば、有効利用という観点から、やはり何らかの方法を講じて、この問題については以前からも、今回降って湧いたわけではないのです。厚岸サンマ漁業班コジマ班長さんは、班員、特に小型サンマ船主さんの意向を受けて、班長としてやむを得ず組合通して役場をお願いに来ているという経過がございます。

現在、サンマ漁、不漁でございます。不漁ということは、乗組員の給料も安くなるわけですから、町内の人に乗ればいいのですけれども、町外から求めなければならないケースも非常に多くなってきた、全員ではないのですけれども。そういう場合に、さらに、本当はそれぞれが民間のアパートを借りればいいのでしょうけれども、短期間でもあり、なかなか大変だ、至難なのだと。乗組員確保に非常に苦勞されている。そういう状況にあって、班員からの強い要望で代表して申し入れに来ている、窮状でございます。

そういう状況を鑑みて、白糠町のほうでは町長に申し入れをしたら、その年に実現したそうでございます。厚岸町は何年たってもこのままです。やはり有効活用させる。ルールがあるからだめだ、このルールは分かります。でも、やはり役場の職員の皆さん、町民にとって役場というのは役に立つから役場と言うのです。職員も役に立たなければ役場の職員ではないのです。そういう意味では、胸襟開いて、もう一步踏み出すべきだと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまのご質問にあるように、公営住宅法で言うところの入居資格という部分については、1回目のご答弁で申し上げたとおりでありまして、サンマ漁業班の班長さんも実際役場のほうにお見えになりまして、その際どういう資格が必要なのだろうかとということで、役場のほうに来ていただいて、そういう制度的なお話はさせていただいた上で、その時点では制度的に無理なのだとすることはご理解いただいた上でお帰り願っているという経過がございます。

ただ、今ご質問者おっしゃったような白糠での対応と言うのですか、そういった部分がどういった形で取れたかというのが、ちょっとこちらとしても詳しく調べる必要があ

るのかなと。その上で、町としてどういう対応が取れるのかというのは、今後検討はしていく必要はあるかと考えてございます。

●議長（大野議員） 7 番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

床潭の教員住宅でございます。私が考えるには、これも前から言っています。床潭の船主さんというのは限られています。あそこはもう既に廃墟しているところもあるのですけれども、実際に宿舍に杞憂されている船主さんにすれば、目の前にあるわけだから、よく分からない。太田のほうでは活用させていると。僕は誠意がないと思うのです。ということは、ネックになるのは、水道と電気だけでもいいと思うのです。それだけで使えれば、あとは、例えば修繕費にかかるとか、危険な状態だとか、いろいろ言うのですけれども、実際に我々の中に入ることができません。船主さんも見れません、鍵かっけるわけですから。

そういう意味で、ある程度自分でも修理できるのか、できないのか、実際に相談に乗ってやるべきだと思うのです。その上でどういう方法があるのか。ルールがこうですからできませんからでは、町民にとってはそれより進まないですよ。せっかくそういう要望があるのであれば、現地見て、この建物ではだめだと。もし経費がかかり過ぎるのであれば、自分たちでやってくださいとか、いろいろ方策はあると思うのです。それでもだめであれば、やはり船主さんも納得すると思うのです。

僕は、これ一般質問出してから 1 か月くらい経つのです。実際に船主さん、この現場見に行っていますか。お宅らは行ったかもしれないです。僕も見れません。中に入れるわけでないですから。それでは進まないと思うのです。やはり、少し検討してください。いかがですか。

●議長（大野議員） 教委管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

床潭の教員住宅、委員おっしゃられるように老朽化ということで、私も実際にその老朽化した住宅は入っております、現場を見て来ております。

和室ですとかについては、もう床のほうは抜けそうになっている。乗ったら、ちょっと沈んでという状況であります。電気、ガスは止めておりますけれども、その教員住宅については、私のちょっと調べた限りでは、平成 21 年頃からもう入居はしていないというような状況であって、もう 14 年近く入っていないという状況であります。また、水道管等々も、もし水道を通した場合、破裂するのではないかという恐れがあるということでございます。

たまたま一昨日なのですけれども、貸してほしいという船主さん、水産農政課のほうに連絡いただきまして、私も対応をさせていただきました。その住宅の状況ですとか、教員住宅については、産業振興ですとかのために、教員の状況を見ながら貸与できるということになっておりますので、それをご理解いただき、説明をさせていただきますし

た。相当な改修費もかかるということが想定されるということで、内容もご理解いただき、船主さんのほうは分かったということでお帰りになりました。

船主さん曰く、町内の床潭だけではなく、町内の教員住宅どこか空いてないだろうかというお話もいただきましたが、今、厚岸真龍と言われる地区で、すぐに入居可能な住宅というのは4棟ございます。ただ、この4棟につきましては、産休の代替教員が来るだとか、あと病欠でお休みになられる場合の教員がまた来るだとか、そういう方のために、やはり仕事は空けておかなければならないというように考えています。そのお話も実はさせていただきまして、船主さんのほうにはご理解をいただきましたという状況でございます。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に従って質問申し上げます。3点ございます。

1番目は、桜・牡蠣祭りなどの大きな行事についてであります。

急病人や事故などの緊急事態に対応する体制についてお聞きいたします。

2番目は、花のある町づくり推進事業についてです。

一つは、鹿害対策。植える端から鹿に食べられてしまうという現状があちこちで起きているので、これに対する対応をお聞きしたい。

それともう一つは、歩道にずっと花壇があって、大部分は整備されているのですが、中には全く整備されていない花壇が出てきています。これらについては、この後どのような事業推進を行うのか、ご説明をいただきたい。

3点目は、香害、香りの害についてであります。

これについて厚岸町の現状と町の対応について、ご説明をいただきたい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番 室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の桜・牡蠣まつりなどの大きな行事についての、「急病人や事故などの緊急事態に対応する体制」についてであります。桜・牡蠣まつりなどの大きなイベント開催時において、急病人や事故などが発生した場合、まずは初動体制として、近くにいる職員が現場に駆け付け、その状況を確認し、イベント本部の指示仰ぐことになります。

イベント本部は、急病人などの状況により、厚岸消防署へ救急車の要請や、厚岸警察署へ事故の通報を行い、緊急車両が到着するまでの間は、状況によって応急手当や救命措置を行うほか、会場内の放送により、医療従事者を探すなどの対応を図ることとしております。

また、桜・牡蠣まつりなどの開催期間中の日曜日にあつては、多くの来場者があり、

交通渋滞による緊急車両到着の遅れが懸念されることから、各イベント開催前には、厚岸警察署をはじめ関係機関との連携を図り、迅速な対応が取れるよう受入対策会議を開催し、緊急時の協議を行っております。

特に厚岸消防署においては、当日の交通渋滞を予測しながら、湖南地区の第1分団へ救急車輛の配置と、救急救命士を含めた隊員を配置する体制を取ることであります。

なお、多くの来場者が見込まれる日曜日にあつては、担当課である観光商工課の一部の職員を、緊急時に即座に現場へ駆け付け対応することができるよう、会場内を常に巡回する業務の担当としており、初動に遅れが生じないようにしております。

続いて、2点目の「花のある町づくり推進事業について」のうち、(1)の「鹿害対策」についてであります。花のある町づくり推進事業は、緑と花の豊かなまちづくりを目的に、平成6年度に、団体及び個人で構成する「厚岸町花のあるまちづくり推進委員会」を設立し、町道の植樹柵、公園、花壇及び道道沿線などに植花活動を行っております。

鹿害については、同じ花でも被害を受ける場所と受けない場所があるほか、その内容も花が食べられるものや、一般的に鹿が嫌うとされるマリーゴールドやスイセンなども掘り起こされる被害が発生するなど、その状況も異なり、原因把握も難しく、全ての実態把握には至っておりません。

また、鹿害対策としては、防護柵など鹿が進入できないように対策を行うことが有効と考えますが、美観や管理上の課題もあり、全ての植樹柵や花壇に対策を講じることは難しいものと考えております。

今後は「厚岸町花のあるまちづくり推進委員会」と、意見交換などを行いながら、実態把握と対策のあり方について協議を行ってまいります。

次に、(2)の「未整備花壇と事業推進」のうち、未整備花壇についてであります。町内にある花壇は、厚岸駅前ロータリー広場や役場付近のふれあい花壇、松葉町憩いの広場など数か所あり、毎年、自治会やフラワーマスターの方々により植花し、きれいに整備をしております。

また、花壇のほかに歩道内に整備されている植樹柵についても、花壇と同様、植花を行っていただいておりますが、全ての植樹柵に植花ができている状況ではなく、手入れが行われなため雑草が繁茂している植樹柵もあり、道路環境美化の観点から道路維持作業により草刈りなど管理をしているほか、高齢化等を理由に植花範囲の縮小を行っている自治会や団体もあり、植花を行わない植樹柵の雑草対策を希望される自治会もあるため、今年度は一部の植樹柵に防草シートを張る試みを行っているところです。

次に事業推進についてであります。「厚岸町花のあるまちづくり推進委員会」の事業は、道路の植樹柵や花壇などへの植花を進める中で、「花のあるまちづくり・ひとづくり」を目指し取り組んでいるところです。

町では、北海道が推進する花のボランティアリーダーとなるフラワーマスターの新規認定者の育成に努めるとともに、視察研修を実施しているほか、委員会の活動に対し毎年度補助金を交付をしており、委員会では、その補助金を活用し、植花をしていただける自治会や団体等に花苗の助成を行っておりますが、近年は、自治会や団体、フラワーマ

スターの高齢化等を理由に、植花活動を取りやめる自治会や団体もあり、植花の規模が減少傾向にあります。

また、フラワーマスターの新規育成においても、担い手不足のため継承が難しい現状で、フラワーマスター部会会議の参加者も減少傾向にあり、植花活動が一部のフラワーマスターのみの活動になってきております。

このため、町としては、今後さらに「厚岸町花のあるまちづくり推進委員会」と連携を図りながら、担い手不足を解消できるよう啓発活動などを行い、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の香害についての「厚岸町の現状と対応」についてであります。香害は香りに含まれる化学物質が、不快感や健康への影響を及ぼす化学物質過敏症の原因の一つと考えられ、柔軟剤や香水、芳香剤などに含まれている場合があるとされております。

保健福祉課で実施している各種健康相談等において、香害に関する相談実績は今までなく、その現状は不明であります。独立行政法人国民生活センターにおいては、「柔軟仕上げ剤の、においによる健康被害」に関する相談が一定数寄せられていることから、柔軟仕上げ剤のにおいにより体調不良を起こす方は存在されていると認識しております。

町では、令和元年に町ホームページに柔軟剤や香水などの香りについての情報を掲載した経過はありますが、自分にとっては快適な香りでも、不快に感じる方や体調不良を起こす方がいることなど、今後も正しい情報の提供に努めてまいります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 通告書の順番とちょっと違って、3番目にお聞きした香害から入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、ちょっと論点が多いと思われますので、お聞きしたことを端的にお答えください。

それから、すぐ答弁できない場合には、休憩をかけて、時間の無駄遣いをしないようによろしくお願いいたします。

それでお聞きします。

まず、香害なのですが、香害とは合成洗剤、柔軟剤、化粧品類等に含まれる合成香料（化学物質）により生じる健康被害を言う。この香害が原因となって化学物質過敏症を発症する場合も多い。

それと、これから恐らく浮上するであろう大きな問題が一つありまして、それは、この合成香料による直接の健康被害だけではなくて、この物質を小さなプラスチックの球に包んで空中に放散しているのですよね。この大きさは1,000分の1ミリ以下とされています。ナノレベルですね。

今回の豊かな海づくり大会でもプラスチックというのが一番最初表に出ていますように、プラスチックの害というのは、今日非常に明確になってきました。特にこのナノプ

ラスチックというレベルになりますと、細胞内に入って、非常に悪さをするということがだんだん分かってきていますので、そういう問題も一緒に含んでいるということ、これはご認識いただきたい。今このことについて議論するわけではありません。

この香害ということがマスコミでも大きく取り上げられるようになってきますと、当然これに対する反発が出てきます。特別な人の特別な病気だ、においの好き嫌いというのは嗜好、好みの問題だ、それ騒いでいる人、精神障害ではないか、心因性の病気ではないか、空騒ぎだ。この一部にはお医者さんもそういうようなことを言って診療をしないというような例まで報告されています、分からないからですね。そういうことが言えない、人ごとではないということがだんだん分かってきました、この数年で。

現在、アメリカやカナダはこれの先進国でして、もう10年も前から随分いろいろな出ていますが、大体国民の1割が発症していると言われていています。日本でも疫学調査で非常に多くの人を調べた学者がいますが、それで見ると大体同じような様相を呈してきたので、現在、香害被害者というのは1,000万人程度いるだろうと言われていています。そうすると、厚岸町は8,000人、800人くらいいるということですね。この数字から言うと。

人ごとではないというのは、誰かがそういう症状出ていても隣にいる自分にはその症状がないというのが普通なのです。ところが、それはそれぞれの人が持っている抑え込み、そのぎりぎりだったかもしれないのです。ある日突然自分も発症するかもしれない、それは全く分からない。そういうようなものだということです。それを前提にしてお聞きします。

議事録を見てみましたら、化学物質過敏症、香害については何回かここで議論になっております。この頃の議事録をちょっと言いますと、令和元年9月11日の議会で、その昨年というから平成30年にあった講演会で、この香害の話が出ました。これ、答弁の内容です。校長、教頭、教員も多く参加していました。そんな話があるのだと認識を新たにしたところです。柔軟剤や洗剤、人工香料に苦しむ人がいる。化学物質によるめまい、吐き気、思考力の低下がある。これを化学物質過敏症ということを初めて知りました。こういう話が校長会や教頭会で出ております。こういう答弁がありました。

令和3年3月10日の議会では、化学物質過敏症について質問を受けた担当者が、最新情報を勉強させていただきながら、機会あるごとに機会を見て、このような周知をしていくと。そういうふうに明言しておりました。

さて、それから何年たちましたか。その間にどういうことを行ったのか。これがこちらにとっては非常に興味があるわけです。

それでお聞きしますが、現在道内でも20以上のいろいろな町や市、道含めての自治体が啓発のいろいろな記事をホームページに載せております。例えば、釧路市、香害と行くとばんと出てきます。厚岸町、香害と引いてみたのですけれども、出てこないのです。今、厚岸町何をやっているのでしょうか。簡単に説明してください。時間を取らないで端的にお願いします。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

香害に関する周知についてという部分で、厚岸町では2019年9月30日付けでホームページのほうに香害という言葉は使っておりません。柔軟剤や香水などの香りについての情報提供ということでホームページに記載をしておりますが、掲載をしたまま、現在も、表立ってすぐ検索できる状況ではなくて、載ったままになっている状況となっております。

それ以降、明らかな周知という実施をしていないという状況でございます。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 この問題は国会でも取り上げられまして、国もやっというろい動き出しました。それで、5省庁啓発ポスターというものが現在全国に配られております。厚岸町にも当然来ていると思う。今ですから、紙で来るのか電子媒体で来るのか、それは知りませんけれども。これはどこに掲示されていますか。

- 議長（大野議員） 休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

- 議長（大野議員） 再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 連盟の掲示物でございますが、当課のほうに周知をするよう来ておりますが、掲示等は実施をしておりません。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 お蔵入りですか。まだお聞きしますが、これではちょっと町長部局のほうに聞いても、答えらしい答えはないと思うので、教育委員会のほうにお聞きします。

教育委員会では、少なくとも令和元年には、校長先生は教頭先生たちは皆、この問題についてきちんと認識をしていたということですね。今の5省庁のポスターというのは、各学校に掲示されているのですか。

- 議長（大野議員） 教委管理課長。

- 教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

5省庁のポスターですけれども、令和3年8月に教育委員会のほうに学校に配布をということで到着しております。ポスターの件については、本年度の校長会、教頭会にお

いても、この香害に関することについては、こういうものがあるのだよということで、校長先生や教頭先生、出入りあるものですから、認識を深めるために、そのようなポスターがあるのだよということで、実際にその紙媒体も配布して周知はしているところでございます。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 周知はしたけれども、掲示はしていないと。

それでお聞きするのですが、今回特に学校についてお聞きしたいのは、こういう化学物質に基づくいろいろな障害というものについては、大人より子どものほうが恐ろしいのです。それは一つは、発育中の状態というのは、こういう化学物質の影響を受けやすい。大人になって体が安定するよりも前というのは受けやすいということが一つあります。それともう一つ、今この香害を含めて、この化学物質過敏症やこの化学物質で非常に注目を浴びてきているのは、人間の脳に相当な影響を与えているのではないかとされています。今非常に発達障害だとか、そういう、少なくとも私が子どもの頃にはあまり耳にしたことのないような病気というのが随分増えているのか、目に見えるようになりました。一つには分からなかったのかもしれませんが。ただ、そういうものも原因の大きな一つにこういうものがあるのではないかとすることは、学者がいろいろ指摘しています。

その中の一つに、血液脳関門という言葉があるのです。脳に行く血流に関所があって、妙な異物を脳に入れないようにする、非常に強い防御態勢があるのだそうです。脳に変なもの入ってしまったら終わりですから。ところが、子どもの場合には、やはりそれが弱いのです。そういうようなことがあって、特にこういう問題については、子どもに対しては神経を尖らせなければならないのだらうと、そのように考えております。

そういう意味で、実態を、子どもたちの間にこういうものが入り込んでいないかどうか。誰もそんなものはいないですよということになれば、大いに結構なのですが、やはりきちんとした実態調査をしなければ、対策の立てようもないのではないかと思います。これは大人必要ないという意味ではないですから。ただ、まず学校、一番調査をしやすい場所でもあると思いますので、これをやっていただきたい。それと同時に、保護者に対する啓発教育、これをやっていただきたい。そのように思うのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 議員ご指摘のとおり、この香害の問題については、ちょっと厄介だったのは、いい香りではないか、いわゆる嗜好の問題、好き嫌いの問題と捉えがちなのですけれども、今だんだん明らかになってきたのは、好き嫌いではなくて、もう健康被害なのだという健康障害を伴う、健康被害につながっていくのだということで、先ほどもありましたように、5 省庁のポスター等を掲示してくださいと学校のほうにも来ておりました。教育委員会でも出しましたけれども、もう 2 年たっているのです、今も掲

示されているかどうか、申し訳ないですけれども、答えることができませんでした。

このことについて、実態調査をまずしたらどうだということで、しっかり実態のほう調査していきたいと思います。というのも、学校の中でも、いわゆるシックハウス症候群、化学物質過敏症なんかというところを重点的に扱っている教科があります。そんなところも含めまして、では実際にどれだけ学校に入り込んでいるのか、ちょっと生活まではいかないかもしれないのですけれども、まず学校の状況のほうを調べるというところで進めていきたいなと思います。

保護者の周知につきましては、このポスターを貼る、または配るということで、いろいろな方法があると思います。資料もたくさんございますので、そんなことも含めまして、この問題についてしっかり対応していきたいなと思いますし、香害だけではなくて、やはりシックハウス症候群も含めて、教室環境についてしっかり対応していきたいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それから、ちょっと付け加えておきますが、学校保健安全法という法律がありますね。その5条と9条、9条が保健指導の条項で、5条が学校保健計画の策定に関する条項だったと思います。学校保健計画というものを策定するときには、学校薬剤師がその立ち上げに関与しなければなりませんね。当然、だからそこでいろいろな協議が行われると思うのですが、その協議内容の中に、この香害は入っていましたか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時34分再開

●議長（大野議員） 再開します。

教委管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

学校保健計画の中に香害ということが入っているかというご質問でありましたが、町内の小中学校に確認させていただきましたら、香害という言葉は入っていないという状況でございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 私が聞いたのは言葉云々ではなくて、この問題を協議内容として子どもたちの健康を考えるわけでしょう、保健計画というのは。その子どもたちの健康に問題を生

じる事案として、そういうものも協議内容に入れて協議しているか、検討しているかということを知っているのです。当然、学校薬剤師なんかは、そういう問題について認識を持っていないといけないですよね。その点どうなのですか。

●議長（大野議員） 教委管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 協議の中でそういうような話をしているかということですが、保健計画立案するときは、学校と学校薬剤師、また学校医ということで関わりを持って対応をし計画を立てているところですが、香害については、言葉としては出てきておりませんが、学校内の環境、空気の環境ですとか、そういったものを測定というのは教育委員会のほうで学校環境衛生基準、こちらのほうで測定をすることとなっておりますので、その状況もお伝えしながらということにはなっております。特段、すみません、そのような香りについてということでは現在のところ行っておりません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 要するに意識も知識もなかったということですよ、今の話を聞いてると。今、過去の問題をほじくり返してどうのこうのとは言いませんけれども、これからの問題として、こういうものをきちんと取り上げていただきたい。学校保健計画のマニュアルの中には香害という言葉は入っていないでしょう。だけれども、厚岸の学校で、厚岸の子どもを守るためにつくる保健計画に、今健康を脅かしている問題を素通りして、マニュアルに書いてあることだけをやればいいのだというようなものであったら、何のための学校薬剤師で、何のための学校保健計画なのだということになりますよ。そのことは肝に銘じていただきたい。

それで、もう一つお願いなのですが、これは教育委員会を超えて町全体の問題だと思いますが、平成3年の議事録を読んでも、担当の保健師のところに健康相談としてこういうものは来っていないから、厚岸にはないと思うというような答弁が出ていました。これは逆に言うと、こういう問題で悩みを抱えている人が保健師を相手にしていなかったということだけのことでしょ。だから、やはり相談窓口をきちんとつくってもらいたい。

特にこの化学物質過敏症の当事者のつらいところは、周りの人が全然理解してくれないのです。勝手に騒いでいるだけではないかと。下手すれば仕事さぼるための口実なのかというようなことを面と向かって言われるというようなことも書いている人がいます。そういうわけですから、やはり専門家、行政がこれはきちんと対応してやらなければ、まず二重、三重に苦しみを味わうことになると思います。その点をお願いしたい。

そのためには、一般の社会に対して、この症例、これは病気なのか病態なのかよく知りませんが、こういうものがあるのだと。香りの問題ではなくて、それによって起きる体の障害の問題なのだというをきちんとやはり理解してもらおうような啓発活動、これに力を入れていただきたいのです。単に5省庁のポスター貼ったからそれで

よかれと、それで全部終わりというようなものではないと思いますので、その点よろしくお願いしたい。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 2 時40分休憩

午後 2 時44分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 町全体に関わる部分ということで、少なくとも健康被害につながる要因となっているという状況が見られる、さらには5省連名での周知の依頼もあったという状況もあります。これの対応についても、厚岸町においては掲示していない状況もありました。その時点で、国の動向も踏まえることも必要だと思いますし、現在分かっているもの、周知できるもの、正しくその時点ごとに周知して行って、皆さん、住民の方が知ってもらうということ大変重要かと思いますので、周知活動を徹底していきたいと思います。

以上です。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 今、休憩中に町長のおっしゃったことは百も承知で言っているわけですが、やはり実際に、どこの誰がというのではないですけども、こういうような問題で健康被害を受けて泣いている人がいるのではないかと思われるわけですから、その因果関係をお前が証明しろと言ったって無理なのです。バラの花のにおいをつくる化学物質というのは二百何十種類だそうです。それをどういうふうにブレンドしているかは企業秘密だと言って、企業は一切表に出しません。それが表示責任ないですから、それにまたほかのものを混ぜているかもしれません。そういう中で、因果関係を立証するというのは、これは不可能ですよ。少なくとも被害者側に。そういう中で何とか少しでも苦痛を和らげるようなことをするにはどうしたらいいかというのは、やはり地元の行政が考えなければならないことだろうと思います。販売停止せよとか何とかということになれば、これは国の問題でしょうけれども。そういうわけですから、できる限りのことをしていただきたい、こういうことでお願いしておきまして、次にまいります。

桜・牡蠣まつりなどの大きなイベントのときの緊急事態対応体制についてお聞きします。

答弁は非常に抽象的なお話で、あまりよく分からなかったもので、ポイントだけ、時間もありませんからお聞きします。

大体土日の、今回の桜・牡蠣まつりなどを見ても、一番人が子野日公園にいるときと

いうのは、2,000人から3,000人くらいの人がいるのだろうと思われます。そういう中で、救急車を呼ばなければならないような急病人やけがが出た場合というのに、どういう体制を取るのだろうかということを聞いているわけですが、まず現地に救護所ありますか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 園内救護所という明確に明記したものはございません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それだけでも大変な問題だと思いますよね。ないのだから、もちろん、ここが救護所ですという、みんなに分かるような看板も何もないということですね。AEDは備えつけてありますか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 子野日公園内管理棟にAED設置してございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 緊急時にはそれを誰かがすぐ使えるような体制は取っているのですね。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 私ども町職員皆が講習会の受講を全て行っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 今回、私その場にいたわけではないから分からないのだけれども、何か救急車を呼ばなければならないような事態が発生していたというふうに聞いていますが、耳にしていますか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 桜・牡蠣まつり初日の土曜日に公園内、駐車場のほうにあるトイレのほうで高齢者の方が倒れていたというようなところで救急車を要請しております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員　それで、答弁にも出ているのですが、医療関係者や、それから救急の専門家、それがそこにいないかどうかアナウンスをかけて探し出すという体制を取っているというような言い方をしているのですが、こんなもの体制ですか。これだけ、2,000人も3,000人もいるような会場というところには、お医者さんがもし間に合わなければ、せめて看護師さん、あるいは救急の心得のある専門家、そういう人が常備していなければならないのではないですか。そのときに、列車の中で急病人が出たときのように、お医者さんどこかにいませんかとアナウンスかけるようなことではどうにもならないと思うのですが。このあたり、どういうふうに考えているのですか。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えをさせていただきます。

実は、室崎議員からこのような質問が出まして、その実態をお聞きをいたしたところでございます。今回の桜・牡蠣まつり、そういう方がいたという事実でございました。そういうことを考え、今後やはりイベントに対して、厚岸町に安全ということが一番大事だと。また、安心して来るということも大事であるので、ご指摘がありましたとおり、今後、救護場所を置きます。そして、保健師なども配置するということを指示いたしましたので、この点、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員）　2番、室崎議員。

●室崎議員　よろしくお願いします。

それから、もう1点お聞きします。約2週間、桜・牡蠣まつりがありますね。その間、平均して人が来るわけではないのですよね。やはり土日の天気のいいときに、わっと混むわけですね。それで、かつては味覚ターミナルの前のところから子野日公園まで車が全部詰まってしまったこともありました。この頃はあまりそういうような超にぎわいというのはないようではございますけれども、それでも奔渡道路自身がそんな太い道路ではありません。それから、この橋も幅はあまりないですね。こういうところが自動車が相当渋滞というか、溜まっているときに、緊急時が起きたときに、救急車がスムーズに走れるのだろうかという心配はよく町民の方がなさいます。あるいは、子野日公園の事故でなくても、橋を考えると、湖南地区で心臓だとか脳梗塞だとか、そういう本当に急を要する病人が出たときに、ぱっと救急車が行って、町立病院になるでしょうけれども、そこまで搬送できるのだろうか。そのときに、混んできても、例えば片側は必ず空けておいて、そういう緊急事態に対応するような体制をつくるとか、そういうことが必要ではないかということ、私はもうこれは20年も前から何遍も言っているのです、議会で。だけれども、そのたびに検討するという、その一言で終わっているのですが、今日どうなっているのでしょうか。

●議長（大野議員）　観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 以前にも室崎議員のほうから同様の質問があったの承知しております。私どももそのような事態を想定しまして、実際、今回の初日の土曜日におきましても、交通渋滞、そんなに発生はしておりませんでした。消防のほうでは12時の段階で第1分団のほうに事前に消防車両の待機、救急救命員も含めて、というような措置は取らせていただいたというところです。

それと、消防のほうと協議をしたのですけれども、まず、以前と違って救急車の大きさが異なっていると。以前は、要はトラックベースの救急車であったものが、現在は一般的な車と言いますと、ハイエース、すなわち通常のワンボックスサイズの車両幅になってきたと。これによって、例えば厚岸大橋や奔渡の通りで両方の車が詰まっていたとしても、路肩に寄せてさえもらえれば、真ん中を救急車がスムーズに走れるといったようなところで、何らかの対応を取るよりは、救急車をまず、そうやって真ん中を通って行けることは実際行けるということですので、それに向けた、例えば消防なり、私どものほうで車両を横に寄せてもらうという作業をしてさえいただければ、消防車両は問題ないというような話も出てきております。

ですから、今後はいかにして、渋滞が発生したときにスムーズに中央を消防車が通っていけるのかというような人員配置なり、体制の協議ということもちょっと必要になるかなと思っておりますけれども、昔に比べると、先ほど言いましたけれども、消防車両の規格の関係で、以前に比べるとスムーズに走れるような状況ではあるというところでございます。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 分かりました。もう一度確認しますが、厚岸大橋でも両側に寄せると、その間をすり抜けることができるということは間違いないと、そういうことです。

- 議長（大野議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 厚岸消防署のほうと確認しております。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 お願いします。それでは、次にまいります。

花のあるまちづくり推進事業なのです。1番と2番は非常に重なる部分が多いのですが、私どもの地区の自治会の皆さんも一生懸命、ほとんど全員が出て、朝の8時から、この前花植えをやったのです。ところが、この花は鹿が嫌いだから、恐らく食べないでしょうという保障付きのやつを植えたのですけれども、さあどうなるか。ここに書いてあるように、水仙はもうだめですね、食べられてしまいます。今まで食べなかったのだけれども、鹿がこの程度食べても腹壊さないという量を覚えたのでしょうか。

それで、私の自治会もご多分に漏れず皆さん高齢化してきて、私なんか一番の若手のほうなのですが。同じ作業をするのでも、前は簡単にできたことができなくなってきたのです。そこへ持ってきて、苦勞して植えた花、ぱくぱく食われたら、鹿の餌つくるために朝早く起きてやっているのかということになってしまうわけです。いわゆる意欲を削がれるのです。

もう一つ言いますと、すっかりならして砕いた土の上に苗を植えるのは、今皆さん喜んでやってくれます。でも、1年たって固くなって雑草がある程度生えているのをスコップで起こして砕いてという作業は、これは大変なのです。今回は、私たちの自治会を支援してくださる役場の若手の方がおいでになられて、随分と活躍してくださいまして、みんな感謝しておりました。だんだんそういうふうに、今までできたことができなくなってるのです。

お願いなのですが、花のあるまちづくり推進事業というものを、これは大事なもので、これからも町中、花壇を花で飾りたいのだと町が考えるのであるならば、やはりそれなりの予算を付けて、それなりの人員配置をしてほしい。何も役場職員がスコップ持って、全部畑起こしすれとは言いません。例えば、そのときうちの自治会の会員の皆さんが口にしていたのは、高齢者事業団の皆さんなんかに畑起こしだけでも委託するか、そんなことはできないのだろうかというようなことを言ってます。

そんなにまでしてやらなければならないのという声も出るのです。それに対して私は、花壇がきちんと整備されて通ると、町が整備されているなという町は犯罪率がぐんと下がるという統計もありますよというような話をするのですけれども。

そういうわけで、町として地元の皆さんとよく話し合って、どういう役割分担というか、ここのところは町がやるから、ここのところはみんなで行って欲しいというようなものを具体的につくって行ってほしいのです。いかがですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、鹿害についてであります。ご質問者おっしゃられるとおり、最近は水仙やマリーゴールドも鹿のほうを食べないまでも鼻で突いたり、足で引っ掻いたりというような被害も出ているというのは聞いておりますので、その対策についてはなかなか難しいとは思いますが、いろいろな方の意見を聞きながら、もし有効な対策があるというのであれば考えていきたいなとは考えてございます。

それから、今、植樹樹の土起こしの件の役割分担というご質問だと思うのですが、本来であれば、これまで地域の自治会であるとか、各団体の皆さんの自主的な活動によりまして、土起こしから始まって、花の苗を植えて、雑草を取ってというような一連の流れでボランティア活動していただいていると考えております。町としてというよりは、花のあるまちづくり推進委員会として、町はその事務局をやっているわけでございますけれども、そういった委員会の中での当然協議も今後必要にはなってこようかと思っておりますので、そういった意見があったということで、次回の会議の中で協議をしていきたいなとは考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 あと何分ですか。

●議長（大野議員） あと10分です。

●室崎議員 それから、鹿害対策なのですが、今見ると、海事記念館の前のバラ園、あそここのところは、割と目の大きな網状の金属の網がずっとかかって、バラを見るのにはそんなに邪魔にならないような工夫をしていますね。ああいうような柵をそれぞれのところに立てていくというようなことも一つの方法ではないかと。シーズンが終わったら外せばいいのですから。そういうようなことやいろいろなことを、それぞれの地区の実際にやっている人と相談してほしいのです。何か一部の、名前は民間だけれども、一部の協議会とか何とかという偉い人たちだけでもってああしよう、こうしようではなくて、実際に土をいじって花を植えているような人たちと意見をよく交わしてもらいたい。これお願いしておきます。

それから、もう一つ未整備花壇の件ですが、厚岸にはそんなに目立たないのだけれども、よその町に行くと、花壇にずっと黒い切れかけてあるのです。要するに、手つけられないから、せめて草生えないようにしようと蓋したのだと思う。だけれども、そんなものは1年か2年すると破れるです。下から雑草が突き上げてきて破ってしまうのです。そして、黒い切れの脇から、そういう雑草が目を出して、花壇が雑草畑になっているのです。非常に貧乏くさいものです。もし厚岸のあっちこっちがそんなふうになったら、花のある町も鼻で笑われるということいなりかねませんよね。だから、やはりやるのであれば、とにかく自治会が十分負担できないのであれば、そここのところはどこで補填するかというようなことを含めて、やはり。それから、自治会の皆さんができないというのも1から10までやれと投げられたら、これできないので、ここの部分だけでも手伝ってちょうだいというなら、これはできると思うのです。みんな花植えて怒る人いませんから。だから、そういう意味で、みんなで少しずつでも力を出し合ってできるような方策を、実際にそこにいる人と話し合っていただきたい。そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） まず、鹿害対策ですが、実際に家庭菜園とかでも鹿の対策やられている方もいますし、実際過去には花のあるまちづくり委員会の中でもいろいろな試行錯誤をしまして、例えば鹿が嫌うとされる唐辛子をぶら下げてみたりとか、芳香剤を置いてみたりとか、あと囲いをしてみたりということもやった経過はあるそうです。ただ、やはり唐辛子も何もその芳香剤も全く意味はなかった。囲いに関しても、鼻先や足が入るようであれば簡単にいたずらしてしまうというようなことで、なかなか効果を得られなかったというような実態は聞いてございます。ただ、いろいろなそういう活動し

ている方にお話を聞くということは全然やぶさかではなく、検討課題の一つとしてこれからも研究していきたいなと思います。

それから、未整備花壇の防草シートと言います、雑草を防ぐシートなのですが、張り詰めた当初は当然雑草も生えてなくきれいなのですが、ご質問者おっしゃられるように、数年たちますと雑草が生えているような植樹柵も見受けられます。なるべくそういった部分は道路管理の中で適切に雑草駆除などを行いながら、景観が見苦しくならないようなもので管理していきたいなと考えております。

以上です。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 最後に一つ小さな話ですが、この役場の駐車場からまっすぐ出たところ、出入口、海事記念館の車なんか入れるところの間の花壇なのですが、今日は出入りしました。あそこ、何か自然の趣のままにしてあるように、昨日あたり、昨日か一昨日は見えただのですが、何かそれはあのままにしておく特別な理由があるのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 3 時09分休憩

午後 3 時10分再開

●議長（大野議員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（渡部課長） ちょっと場所がはっきり分からなくて申し訳ございませんでした。

海事記念館の前というふうに……。

（発言する者あり）

●建設課長（渡部課長） 横断歩道より海事記念館側は道道の管理になります。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時10分再開

●議長（大野議員） 再開します。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） 何度も申し訳ございません。

一応、花の植える範囲に関しましては、花を植えていただいている自治会さんの考えで場所を決めていただいているので、その部分について、ちょっとなぜやらないかというところは、自治会さんのほうに確認を取れていない状況にあります。なので、今後ちょっと、恐らくこれまでの経過もあるのかもしれませんが、その辺はちょっとこちらで確認したいと思います。申し訳ございません。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 今、休憩中にちらっと出ただけけれども、課長の口から、あそこは道道でという話がぽっと出ましたよね。それがあつたのです、よく。駅前のところでも、ちょっと誰も手つけてないようなところがあつて、これどうなつてゐるのつて、何年か前に聞いたら、ここ道道だから町関係ないんですつて若い職員が言っていました。それは駅に降りた観光客、ああここは道道だから町ではないんだな、ここは町道だから町がやつてんだなというふうになんか思ひませんよ。せつかくやるのなら、道道の範囲のところに花植えたら道が怒るのですか。それはないでしょう。もしそうなら前もつて断ればいひわけでしょう。土建かどこかに。そして、やはり全部きれいにするやうなことを考えればいひではないですか。

それから、ここは自治会にお願いしているのは分かりますよ。確かに木が何本も埋まっているから、あそこに花植えるのは難しいから触らなかつたのかもしれない。それも分かります。ただ、人の膝丈よりも高いやうな雑草がわつと生えているものをそのままにしておいて、花のある何とかなないでしょう。そういうものは役場に來るときに職員みんな見えるはずなのです。そういうところについてはどうしようという話があつてもしかるべきでしょう。そういうものがなさ過ぎる。これでは、仏つくつて魂入れずといふことになってしまう恐れがあるのです。それをやはりきちんとみんなで氣をつけて、さっきの役割分担ではないけれども、自治会のほうでそここのところは作業大変だからできないといふなら、それは代わつて別のできる人がやるとか、そういうことを一つ一つ相談してほしいといふことを言っているのです。お分かりますか。

- 議長（大野議員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） まず、役場近くの花壇なのですが、おっしゃるとおり雑草がかなり繁茂している状況は私も確認してございます。道路管理の範疇では、まずは草刈り作業を行つていきたいなとは考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

今後の役割分担といった部分につきましては、これも繰り返しになりますけれども、花のあるまちづくり推進委員会の役員の中で、どういったことができるかといふのがちよつと協議はさせていただきたいなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（大野議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

3時休みのため、休憩します。

再開は、3時45分とします。

午後3時14分休憩

午後3時45分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

次に、10番、堀議員の一般質問を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 私は、本定例会に対し、次の3点について質問をするものであります。

まず、大きな1点目であります。厚岸町の水産加工業について伺います。

（1）厚岸町の主要産業の一つである水産業、これを支える水産加工業は、大小様々な工場が町内に存在し、地元から水揚げされる魚介類の価格を下支えしている。それと共に、町内雇用においても大きな貢献をしていると思います。

そこで、厚岸町の水産業並びに水産加工業の未来を考え、次のことを質問いたします。

アとして、町は、厚岸町に水産加工業がある意義をどのように捉えているのか。

イとしては、大規模な設備近代化などを水産加工業団体が行おうとしたときは、その費用の一部を助成していくべきと考えるがどうか。

大きな2点目は、厚岸町のSDGsについてであります。

厚岸町は、第6期厚岸町総合計画において、「SDGsにおける17の目標」を施策の大綱の各部門に設定し、これまでも様々な仕事が行われてきていますが、町民側から見たとき、どの仕事かどの目標を目指しているのかが全く分かっておりません。

目標を達成していくためにも、行政だけでなく全ての町民がしっかりと認識を持っていくことが重要で、目標に向けた意識を町民が向けられるよう誘導することは、第6期厚岸町総合計画における町の重大な責務と考え、次のことを質問します。

アとしては、毎年町民に配布されている「今年のまちづくり」や予算書、町からの通知など全ての発布物にどのような目標なのか入れることはできないか。

イとしては、地球環境の持続可能な維持を目的に、乾式オフィス製紙機を導入することはできないかと伺います。

大きな3点目は、厚岸町の水道料金についてであります。

厚岸町は、水道料金の見直しを定期的に行い、施設の維持と経営の安定を図っておりますが、昨今の物価の上昇は著しく、このままでは、次期の水道料金の見直しの際には大幅な水道料金の上昇が危惧されております。

住民生活を守る上では、道内でも高い方に設定されている水道料金の更なる大幅値上

げは、民生の安定を損なうと考えることから、次のことを質問いたします。

アといたしましては、水道料金の次期見直しのスケジュールはどのようになるのか。

イとして、次期見直しの際に大幅値上げとならないために、今取り組んでいることと、また、今後取り組んでいかなければならないことは何かをお伺いいたします。

ウとしては、今まで水道料金の算定は、総括原価方式によりなされておりますが、物価スライド方式にし、総括原価との差額は、一般会計からの繰り入れをするように改めることはできないか。

以上について伺います。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町の水産加工業についてのうち、アの「町は、厚岸町に水産加工業がある意義をどのように捉えているか」についてであります。厚岸町に水産加工業がある意義については、地域で水揚げされた魚介類を鮮度よく加工し、流通していくこと。

水産の町、厚岸町の知名度を全国に発信していくこと。

地域の雇用を生むとともに、商工業との相乗効果により産業経済活動を活性化させることで、町の持続的な発展に資すること。

業績の向上による安定的な税収源が見込まれ、まちづくりのための財源が確保できることで住民福祉の向上が図られることといったことから、大変、重要な産業であると認識しております。

次に、イの「大規模な設備近代化などを水産加工業団体が行おうとしたとき、その費用の一部を助成していくべきと考えるが」についてであります。大規模な設備投資を行おうとした場合、ハード面からは、国における水産加工施設整備補助制度を活用することにより、建設費用の低減を図ることが考えられます。

また、ソフト面からは、近代化資金利子補給制度を活用することにより、借入資金の償還に伴う債務負担の軽減を図ることなどが考えられます。

厚岸町では、ソフト面の支援策として「厚岸町漁業近代化資金利子補給」制度のほか、条件によっては固定資産税の免除措置制度の適用があります。

ただし、ハード面の支援策としては、明確な助成制度は定めておりません。

今後におきましても、現状の制度を維持しながら取り進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸町のSDGsについてのうち、アの「町からの発布物に目標を入れることはできないか」についてであります。町では、第6期厚岸町総合計画を世界共通の目標であるSDGsと関連付けた計画とし、施策の大綱において、各部門に関連する目標を設定しているほか、巻末においては、各施策に関連する目標を施策の体系に沿った表により示し、総合計画の各施策とSDGsの達成に向けた取組の一体的な推進を図っているところであります。

また、総合計画の下に策定する町の個別計画においても、総合計画と同様に、関連する目標を設定する手法を取り入れているほか、イベントを実施する際のポスターやパン

フレットを作成する際にも、関連する目標をロゴマークにより表示するなど、町民に向けたSDGsの普及啓発を図っているところでもあります。

発布物については、予算書など法令により定めのあるものや、その内容の性質上、関連性を認識し難いものなど、多種多様であることに加え、限られた紙面スペースでの掲載となるため、見やすさや読みやすさへの配慮なども踏まえると、その全てに目標設定を組み入れることは困難と考えております。

しかしながら、多くの町民の目に触れ、町民がその関連性を認識しやすいと考えられるものについては、引き続きロゴマークの表示などを取り入れることを検討することはもとより、発布物だけにこだわることなく、町民に対するSDGsの意識高揚や理解促進に向けた効果的な取組の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、イの「地球環境の持続可能な維持を目的に、乾式オフィス製紙機を導入することはできないか」についてであります。紙の使用量削減に向けた取組については、町職員の環境意識向上を図り、事務事業の環境負荷低減を目的として運用している「厚岸町環境マネジメントシステム」や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を定めた「厚岸町地球温暖化対策実行計画事務事業編」において、プリンターの印刷時における裏紙利用、両面印刷や縮小印刷の徹底、庁内LANを活用したペーパーレス化による紙の使用量削減を掲げ、実践しているところでもあります。

また、業務で発生する雑紙については、古紙として業者に売り払い、再生紙としてリサイクルされております。

令和4年度の印刷用紙購入量は、327万4,000枚であり、前年度と比較して19.75%の削減率となっており、職員一人ひとりの環境に配慮した取組の成果が出てきております。

SDGsの17の目標のうち、12番目の「持続可能な生産消費形態を確保する」という目標に向け、今後も取組を継続してまいります。

乾式オフィス製紙機の導入に当たっては、使用済みの紙から新たな紙を繰り返し生成することで、紙の購入量や処理量を削減し、環境負荷低減が見込めるほか、使用済みの紙を施設外に持ち出さずに処理することが可能なことから、情報漏洩のリスクを低減できるなどの利点がありますが、導入コストが大きいことなどの課題があり、道内の自治体及び企業での導入実績がないため、まずは、情報収集を行い、その有効性について検証してまいりたいと考えております。

次に、3点目の厚岸町の水道料金についてのうち、アの「水道料金の次期見直しのスケジュールはどうなるのか」についてであります。水道料金の見直し期間の考え方については、大幅な改定となった平成24年度の料金改定以降、大幅な料金改定にならないよう、概ね5年ごとに経営状況の見直しと把握に努めております。

水道料金の次期見直しスケジュールについては、水道事業経営審議会の開催を令和7年度に計画し、事業整備計画も含め料金のあり方について検討を行うこととしております。

次に、イの「次期見直しの際に大幅値上げとならないよう、今取り組んでいること、今後取り組んでいかなければならないことは」についてであります。今取り組んでいることについては、収益的収支では、安定的な料金収入の確保としての未収金の回収に

について、費用の抑制対策では、漏水の抑制に関する調査と修理の実施による動力費と薬品費の軽減について、これまでと同様に実施しております。

資本的収支については、建設改良費に係る財源において、有利な補助制度を最大限活用した対応を図っております。

次に、今後取り組む内容については、現在も一部取り組んでいます、将来の施設更新を見据えた、新たな水源確保に向けた水源調査と老朽化した水道管の着実な更新を行なってまいります。

また、職員人材の確保・運営経費の捻出がこれまで以上に難しくなる実情を踏まえ、施設維持管理などについて、これまで以上の業務効率化に向けた民間ノウハウの活用による包括委託も含めて検討をすべきとの考えでおります。

次に、ウの「水道料金の算定は、総括原価方式によりなされているが、物価スライド方式にし、総括原価との差額は、一般会計からの繰り入れをするように改めることはできないか」についてであります、水道料金の算定は、大きく分けて「総括原価方式」と「資金収支方式」の2つの算定方式があります。

これまで、厚岸町の水道料金は、水道料金の法的根拠と料金決定の基本原則を踏まえ、日本水道協会策定の「水道料金算定要領」に基づき、一定の算定期間を定め、その期間に見合う適正な原価に基づいて算定する、「総括原価方式」を採用してきております。

質問者が危惧される物価上昇についても、水道事業の経営においてはとても大きな影響を受けていると認識しており、事業運営上、大きな影響を与える費用については、財源補てんの支援を検討しつつ、今後の水道料金の算定のあり方について慎重に検討してまいりますのでご理解願います。

以上でございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず1点目の水産加工業について伺っていきます。

当然、町もこのように重要な産業だということは認識しているのは当然だと思います。そのために、今までも、そしてこれからも様々な施策というのは取り組んできたし、取り組んでいかなければならないものだと思っております。特に私だと水産加工業だと、厚岸町は比較的寡婦世帯というものも多くあるかと思います。何らかの理由で世帯を分けなければならないといった中での、所得は低いかもしれませんが、厚岸町の中にいれば、少なくとも生活ができるようなものが維持できると、そういうものの下支えになるのも、この水産加工業などで働くことが可能だからというものがあると思います。

そういった一番所得の低いようなところの人方を支える上では、加工業自体がもしなくなるといったときには大変な影響というものが、見た目以上に厚岸町には降りかかってくるのではないのかなと思います。

考えたときには、今の水産加工業、流通形態の上昇とかによってもあるのですけれども、今水産加工業が前浜になければならないという時代ではないのです。流通というも

のは当然道路、運送もよくなっておりますし、いろいろなところから原魚というものは確保できるようなところであれば、何も、今までは前浜で厚岸町で揚がったものをすぐに加工できるからいいのだというようなことで捉まえていたものが、別にもっと山の中とかでも、一次洗浄水などが確保できれば、山の中とかでもはっきり言って水産加工業の工場自体は移すことは可能なのです。

そういうように、時代というものは流れていった中では、いかに厚岸町に、この加工業自体をなくさないようにするにはどうしていったらいいのかなというものを、やはり真剣に考えていかなければならないなと私は思うのです。

その上で、ハード面の支援策といったものが、今現在明確な助成制度が定めていないといったものがあります。確かに国の事業自体では半額の助成というものが出る、半額以下ですね、あるのですけれども、それに対して、それに加えるような厚岸町の大きな助成をするようなものというものが無い、これがやはり今後においては大きなネックになっていくのではないのかなと思います。

そこで、厚岸町には沿岸漁業構造改善対策事業の補助規則というものがあるのですが、これは沿岸漁業の構造改善事業をやったときに、国の補助事業の国の補助金をつうつうで、国と北海道かな、補助金をつうつうで事業者のほうに出す規則かなと思うのですが、これ、調べたらほかの町では、例えばオホーツク紋別とかでは9割、事業種別なく9割までの補助規則を設けていたり、町村によっては10割の規則を設けているといったものもあります。ぜひ、私はそのような中で、この規則を改正した中でやる必要があるのではないのかなと思うのですけれども、まずその点だけちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答えいたします。

今ご質問のありました沿岸漁業構造改善事業の部分でありますけれども、厚岸町の場合、国の事業を使った場合、今までの実績でいきますと、海の中の間育成施設であるとか、あと広域的な種苗生産施設といった部分につきましては、町が財政出動をして、事業をやってきたという経過がございます。

今、ご指摘のあった水産加工にかかる部分につきましては、過去の経過を振り返って見た中でも、今のところそういった事業実績はちょっと見て取れなかったと。さらには、平成11年に実施しました厚岸漁港の直売店の施設の整備に当たっても、国の補助金のみを活用して事業を実施していただいたという経過も踏まえた中で進んできているのが実態でございます。

また、一方では、今ご指摘のあったように、他の自治体における、そういった漁業構造改善事業に係る町の支援と水産加工含めたハード部分の支援もあるというようなお話も承っておりますし、今回の、今回のと言いますか、こういった加工施設で支援をしている町村、調べた中で、例えばオホーツク海側の湧別であるとか、佐呂間であるとか、そういった部分で支援をしているという実態もつかまえております。

厚岸町の過去からの経過がこういった部分で今まで進んできているのは事実です。

してあるというところは理解をしていただきながら、現状の厚岸町の方針、方向性としては、答弁でもお答えさせていただきましたけれども、この制度を維持しながら進ませていただきたいと考えているのが根底に流れているところではございますので、そういった部分については、ご理解をいただきたいと思いますところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 水産加工業、いろいろな民間業者もあるし、漁業協同組合もやっているのですが、漁業協同組合自体は、先ほど私が言った原魚さえ確保できればどこにでも行けるという状態ではない団体なので、ちょっと話は置くのですけれども、民間企業は本当、すぐにでも、人材が確保できて、原魚が流通、原魚確保ができて、人材の確保ができるところであれば、あとは一次洗浄水を確保できる、海水とかですね、洗浄水を確保できるような場所があれば、むしろ既に老朽化してきて、どんどん新しい工場を建てなければならないとかというような会社は、わざわざ厚岸町に、今までは厚岸町にいたかもしれないけれども、厚岸町に居続ける理由というものが見出せなくなってくる、メリットが見出せなくなっている。工場で働く多くの女性たちも確保するのも難しいとかといったときには、もっともっと都市部のほうに移したほうがいいと。税制も、そして建設費用とかも、今後いろいろなもので町が、どこかの町でそういうものが、いや、うちではこうやって出すから、ぜひ来てくださいと言え、当然そちらのほうに飛びついていくものだと思います。

海の町厚岸町という、その名前にだけにあぐらをかいてはいられないというものを、やはりよく認識しておいてもらいたいと思います。

その上で、あと漁業協同組合というのは、先ほども言いましたとおり、地元にいる漁業者のための組合ですから動くことができないのです。ということは、漁業協同組合だけは、この厚岸町において、何らかの工場なり、何らかの施設なりを今後もずっとつくっていかなければならない。維持していかなければならないといったときには、やはり、そこには民間の工場なりといったものが抱える問題よりも、もっともっと切実な問題として、やはり町のほうとしては協力していく意思というものを見せなければならないのではないのかなと私は思います。

そういうものが、昨今、何か薄くなってきているのではないのかなというのが浜のほうの声として聞こえてきているものですから、このまま行けば鼎の軽重を問う声というものも今後大きくなることも、大きくなっていくかとも思いますので、そこら辺はやはり今後政策を決定していく中では、十分に水産業の発展のためにも水産加工業にも目を向けた中でしていただきたいと思いますと思うところであります。

そこで、1点目についてはもういいです。2点目に行きます。SDGsです。

総合計画ではSDGs初めてうたわれて、すごいなと思ったのですが、ただ、その後というものが全然、いや、何やっているのかなというのが、実際に町民もだし、私も率直な感想としてあります。

今まではポスターやパンフレットを作成する際にはといった中であるのですけれども、今年のまちづくりというもの、これ、2021年から、2021年かと思ったのですけれど

も、違いましたか。最初はカラー刷りで大変立派な冊子が全町民に配られたわけなのですけれども、その次の年から、普通にコピーで町民のほうに配られるようになったのかなと思うのですけれども、せめて6期の総合計画に載せた事業の中でやっていく中で、ここに例えばSDGsの17の目標の一つ一つのロゴがありますよね。そういうものを入れることぐらいは全然可能なことではないのかなと思うのです。説明文まではいいいけれども、逆に言ってしまうと、そういうものがあることについて、あ、これは一体何なのかなというふうに町民だってやはり思いますし、全ての町からの発布物にそういうものがあれば、あれ、これは一体何でこのやつなのかなというふうに、町民に疑問を持ってもらえば、町民はそれぞれが自分たちで、今だとネットとかでも調べることはできますから、そういうもので調べていった中では、ああ、なるほど、こういうことをやっているんだというものを、より町の施策としてやっているのだというものを、SDGsというものを通して理解してもらえないのではないのかなと、逆もありですし、そういうふうに思います。せめて、予算書、予算書は確かに法令に定めがあるから余計なものを書いてはいけないというのがあるのかもしれないのですけれども、今年のまちづくりとか、そういうものに入れることができないのか。そして町民のほうにいろいろなまた発布物について、そのようなマークを入れていくことができないのかについて、なかなか今現在では難しいということをお断りされているのですけれども、どうなのでしょう。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この6期厚岸町総合計画から、このSDGsということで入れさせていただきました、今日進めているところでございます。そういった中では、私が思うには、自治体はこれ、特に厚岸町が進めている政策の全てはSDGsだということでございます。そういった中では、なかなか目にしたり、耳にしたり、このSDGsという意味、また考え方というのが確かに浸透していない部分はあるのかなと思っています。

そういった中では、1回目のお断りでもこれ述べさせていただいておりますが、全ての発布物には難しい部分があります。そういった中では、今議員おっしゃるとおりに、今年のまちづくり、これは予算書を、これを厚岸町がどういうことをやっているのだと町民に分かりやすく示しているのが、この今年のまちづくりだと思っています。そういった中では、これをSDGsを使ってどのようにこれを示していくかというのは、これはもう研究をさせていただければと私たちは思っております。そういった中では、なかなか町でもSDGsということで総合計画はしたものの、なかなかやはり、皆さんそこが、本当、見たり、聞いたりしているものの、実際の意味というのはどうなのだとこのところはございますので、こちら、今年のまちづくり、どういった形でこのSDGsを使って、もう少しその部分を示せるかということで、ちょっとそこは研究をさせていただければと思います。

ただ、それは今年のまちづくりに限らず、いろいろな厚岸町で出される発布物または個別計画等もあります。そういった中では、それも含めまして、町としてどういうふうにしてこのSDGsを広く町民に示していけるかということは研究させていただきたい

と思いますので、ご理解いただきます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。いずれにしても、町もやっていくし、また、先ほどの経営状況報告にもあった厚岸味覚ターミナルの中にもSDGsの目標を掲げて、達成というものを検証していくだとかといった中で、民間だってやはりどんどんどんどん進めていっているわけなのですから、ぜひとも町も、それをむしろ先導していく形になるように頑張っていたきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、その中の2点目です。乾式オフィス製紙機です。私の一般質問の資料としては、皆さん方のほうにも行っているかと思うのですがけれども、ちなみに私、この会社の役員でもなく、また株主でもないということは申し添えておきますけれども、こういうものがあるのだということが分かったときには、時代というのはもうこういう時代になったのだなというのが正直な感想で、びっくりしたのです。答弁にもあるのですがけれども、なかなか導入費用というのが高そうなのです。3,000万円とか2,000万円以上はする、3,000万円くらいするものなのでしょうけれども、グレードはいろいろあるでしょうけれども、それで、今年の印刷購入量が327万4,000枚といったものを、これで考えたときにどうなのだという、コスト的な計算というものは、当然私もできておりませんし、また、そちらのほうでもできていないのかなと思います。

ただ、道内の自治体の中で導入実績がないのは確かなのです。私も調べて分かっているのですがけれども。東北や甲信越の自治体、県や市といった中では導入している自治体というものもあります。そういった中では、恐らくイニシャルコスト、ランニングコストというものを考えたときには、さほどかけ離れたものではないのではないかなという、実際に導入している自治体があるわけですから、じゃないのかなと思います。ただ、導入しているところは民間企業も含めて、県や市ですから、もっともっと厚岸町よりも使用されるペーパーの枚数というものが多いのだとは思っています。ただ、これも厚岸町の庁舎内だけでやろうと思えば、確かにコストに見合わないという計算にもなるかもしれないのですがけれども、例えば学校、また、それこそ農業共同組合や漁業協同組合などの団体、商工会なども含めて、民間企業なども含めた中でも、そういったところに紙も全てこちらのほうでやる。特に学校で使われるペーパーは、全てこういうようなもので再利用するようなというふうにしていけば、環境教育的にもやはり大変価値のあるものではないのかなと思うのです。それは実際のイニシャルコストとランニングコストに出てこない環境教育としての側面としてのプラスとしても、やはり考えられるのではないのかなと思うのです。

今後、導入する自治体などもどんどんどんどん増えていって、もっともっと機器の費用というものが安くなっていくのであればいいのでしょうけれども、なかなかただ画期的な機械だなと思った中では、なかなか難しいのかなと思います。ただ、先進的な取組としては、やはり厚岸町もこのSDGsというものを総合計画の中でうたっているわけなのですから、こういうものをぜひ一つのランドマークとして入れて、町民にもSDGsとしてこうやってやって、みんなの紙を集めて、新しい紙をそこで生み出していくの

だよと。この機械自体は白紙だけではなくて、カラー紙もつくることのできるのです。青とか赤とかピンクとか、そういうようなものもつくることのできるという中では、いろいろなものに使えるのではないのかなと思います。

まだまだ検討する余地としてあると思いますので、ぜひ切り捨てることなくといった中では、情報収集を行っていった中で、検証性についてぜひ深めていただきたいと思うのですけれども、さらなる答弁となると思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 乾式オフィス製紙機のお話でございます。1回目の町長の答弁でそれぞれのこの機械、国内で1社のみでつくっておりますが、今までの技術にない画期的な製紙機であると思われまます。それ以外のメリットとしては、水をほとんど使わずに、衝撃で紙を繊維に戻して紙として再生することができるとか、あと給排水工事も当然いらなとか、あと、今堀議員言われたとおり色紙や名刺もつくれるとか、あとオープンスペースに設置することによって、社会科見学等の使用ということで、町民への環境教育、職員への環境意識向上を含む環境意識を高めることができる等々、メリットがございます。

ただし、デメリットもございます。今、先ほど言ったとおり3,000万円以上のまず高額な機器だというのが1点目。それから、ランニングコストとして、二、三か月に1回のメンテナンスということで、保守費用が年間、年額200万円程度かかると。さらに、3,500枚に1回ずつ交換しなければならない消耗品が1セット7万円かかるとかということで、かなり高額であるということ。それから給紙には9対1原則というのがありまして、今うちらが使っている再生紙が9に対して、このスーパーラボと言うのですけれども、スーパーラボで再生したのが1しか、を混ぜることによって、割合で投入する必要があるために、紙の購入量及び購入金額削減効果は1割程度しかないとか。あと、今、このオフィス機の製紙機の生産枚数が1日8時間で1か月20日として12か月で140万枚しかできないということで、厚岸町が約327万枚なので、全然足りないという部分がございます。

やはり、ここら辺も、あとメンテナンスが道内にないことで、東京からわざわざ来るということで、故障した場合、3日程度かかるとか、いろいろなデメリットもいっぱい、今の段階でもございます。

メーカー側も、やはりその9対1原則の部分も含めて、これからどんどん改良していくということを言われておりますので、これが解決すると全てが再生紙で補うことができれば、もしかしたら、今400万円かかっている紙の購入がこれで置き換わることもできるかもしれない。ただ、それについてもまだ研究途中で、まだ未定でありますので、これらも含めて、今後どんどん情報入ってくると思いますので、情報を受けて、今後考えていきたい、研究検討していきたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。私のほうで調べきれないものまで調べていただいてありがとうございます。まだまだ改良点のある機器であることは確かなものですから、やはりあれですけれども、ただ、こういうものがあって、未来の中では選択肢として十分に考えられるものだとすることをぜひ認識していただきたいなと思います。

次に、3点目に移ります。厚岸町の水道料金についてであります。

平成24年度に大幅な料金改定というものがあって、それまではずっと料金改定がなく、24年度がむしろ初めての料金改定だったかなと思っていたのですけれども。ただ、当時の各議員や皆さんの考えの中では、1回改定してしまえば、しばらく改定しなくてもいいのではないのというものが正直なところでありました。それまでずっと改定していなかったのがようやく改定したのですから、1回改定してしまえばいいのではないのというのが正直な思いではあったのですけれども。ただ、蓋を開けてみると、何か5年ごとに改定をして、見直しをして、5年ごとに上がっていく水道料金というものになってしまった。むしろ5年ごとに上がるのが最近だと当たり前のようになってきてしまったのは水道料金だと思います。今まではずっと上がってきかなかったから、多少上がるのはしょうがないなという町民としての認識としてもあったかとは思いますが。ただ、やはり答弁にもありましたとおり、昨今の物価の上昇、電気料の上昇などに伴った中では、水道料金の上昇圧力というのはすごい高まっているのが実際だと思います。

厚岸町の水道料金はそれじゃあ今どのくらいの位置にいるのだというものをしたときには、隣町、東側の隣町が釧路管内だと一番高いのかなという認識で出ているのですけれども、ただ、それは基本料金や10リッターくらいまでで、20リッター使用になると途端に厚岸町が釧路管内でも一番高い水道料金の料金体系というものになっているのかなと思います。

根室管内の中には非常に高い水道料金を取っている町もあるので、そこと比較したらというようなことも言われるかもしれないのですけれども、あそこは特殊事情が特殊事情過ぎて、ちょっと比較にならない町なものですから、そこは触れないのですけれども、管内で一番高い、20リッター使ったとき、一番高い水道料金を払っているというものを、恐らく町民は誰もが知らないのだと思います。それを知らないままに、また、今度令和7年でしたか、令和7年度から料金改定というものを進めていくといったときには、確かに知らないから上がれば、ああ上がってしまったということで進むのかもしれませんが、ただ、知ってしまったときには、非常に大きい衝撃というものもあるし、また、町民の町政に対する不満というものも大きくなると思うのです。

いかに使用量を抑えるかというものを考えて、料金の上昇を抑えるかといったときに考えていったときに、例えば人件費であるとか、何か、それはもうずっと平成24年とか、その前からずっと切り詰めてきていると思うのです。無駄な金なんてどこにもないようなのだと思います。そういった中で、さらなる切り詰めを今後していけるのかといった中では難しいというのが私だと率直な感想だと思うのです。

まず、そこら辺、事業費用としてのさらなるスリム化というものが現状できるのか、施設は除いてです。施設整備を除いた中での事業としての人件費の削減とか、システムの改修による効率化とか、そういったものの費用の削減というものは考え得るものなのかどうか。まずこの点について教えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えしたいと思います。

まず、料金なのですが、厚岸町の水道料金は、正直言いまして、釧路管内でいけば一番高いです。あと、令和4年4月1日現在ですけれども、水道協会の全国、家事用10立方当たりの料金、同規模自治体でいけば厚岸町が一番全国で高いです。それは今言われたとおりで、そういう状況になってございます。ただし、20立方、量によっては、20立方であれば全国のワースト順位の中には入ってきませんが、ちょっとそこは各自治体で料金の算定等によって全然違うとは思いますが、ご質問されたとおり縮減対策に関しては、我々やれるところは、正直もうやってきたところだと思います。

また、あと人による作業を省くために電子化をしてスリム化できるところはスリム化した。そういうことはしてきましたが、今後、令和7年に料金改定すると、するというより、まずは審議会を開いて、今の料金がどうかということをもっと審議していこうというところです。だから上げる、下げるという議論では今ないのですが、先ほども言ったとおり、たまたま5年ごとに上がってきたという結果が正直なところではあります。

高いとおっしゃられたのですが、今厚岸町は川の水を使って施設を運転させて運営させていますが、川の水を使うということは、汚れ、におい、その辺も取り除かないといけませんので、薬品費、電力料、これは下がるという見通しは今のところございません。でありますので、今、将来の計画として、もっといい水源が見つからないかという調査はさせていただいております。

ただ、この先、人口が増えるという可能性もないものですから、極力上げるではなくて維持できるような対応はできないかということは我々今考えてやっている最中です。あと、そのスリム化ということは委託の方式に関しても、先ほど町長答弁あったとおり、包括、民営委託的な、修繕、その他もろもろ委託してできないかというようなことは近隣町村でも、釧路市であったり根室市、中標津、そういうところはやっておりますので、今ちょっと勉強している最中ではございますので、次期の見直しの段階では、何かもうちょっと対応できないかということはちょっと考えている最中ではございますので、次の見直しまでにはもうちょっと何かできないのかという方向性をお示ししたいかなとは思っています。今現在としては、この程度しかご説明できません。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。

あと、そして施設のほうですね。ちょっとちらっと言われていたのですけれども、今現在、河川水で表流水を取り込んで、それを浄水して、各家庭に配っている、その浄水費用が大変かかるものだから、厚岸町の水は高いのだということでありました。それを解消するためといった中では、新たな水源確保に向けた水源調査というものを今現在していると捉まえているのですけれども、この現状は今現在どうなっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

まず、令和3年度に大別にある町営牧場の西側の管理棟から1キロ行っただけのところに、1日1,000立方取水できるような良質な水源は確保してございます。昨年、令和4年に実施した井戸調査に関しては、町営牧場から約1キロくらい、今度東のほうに向かって調査しました。そこについては、水量と水質にちょっとホウ素、フッ素というような水質が、水処理にかなり高額な処理をかけないと対応できない水質のものであったため、そこは使えないと判断してございます。それで、令和5年、今年もまた町営牧場から2キロくらい行っただけのところに、今度80メートルほどの井戸を掘削して、今掘削まで完了して、今水を潜函作業といってきれいにしている作業の最中でございまして、今の状況であると水はあるのかなと判断してございますが、これから何分水質検査、水量調査というのが始まるものですから、その状況によっては、もし仮に令和3年程度の水が確保できるということになれば、2,000立方は確保できるかなとは思いますが、今1日平均で厚岸町の水は3,200立方くらい使ってございますので、まずは不足すると思っておりますので、あと2本程度はちょっと掘らないと確保は難しいのかなと捉まえています。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、今現在は1,000立方のやつが1本しかないのだよ、今後、今ようやく2本目のめどが立ちそうだ、ということは、あと3,200といった中では、安全も見たときには、あとそれ以外にも2本、3本を掘った上でどうかというものですよね。といったときには、いつになったらこの水源、河川から切り替えることができる、めどとしてどうなっているのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

いつになったらというようなご質問でありましたが、まずは量が確保できましたということになったときに、次については今度事業の計画をしていかないとだめになるかとは思っておりますが、今現在我々のほうで試算しているのは、今門静の浄水場付近というのは、今の現在地は津波の浸水域にございますので、同じ場所にとりより少し高い場所に構築しないといけない。これは、もし水源が得られなかった場合のことになります。ただ、もう一つ今考えているのは、大別地区のほうで今水源調査をやっている、その水をいくつかの井戸をかき集めて、そこで水処理を少しする施設をつくって、町場まで持ってくる。その費用を比較してみたところ、今井戸による、これは比較段階の話なので、まだ想定段階ですけれども、60億円と考えてございますが、今の方式と同じ浄水処理をする場合には、60億円から70億円くらいの投資が必要だという判断を

してございますので、今としては場所の選定も去ることながら、井戸水源と薬品をそこまで使わないものと機械設備も少ないもので考えたいとは思ってございますが、いつになったら切り替えられるかというのは、井戸が掘って、その期間、建設をしようとしたときに、私は15年から20年以上はかかるかなと思われます。金額を考えますと、そのように考えざるを得ないのかなと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 なるほど。前回の料金改訂時に井戸水を探していくのだ、そして河川水から井戸の水に変えていって、それで将来的には料金を抑えるのだという話であったと思うのです。ただ、それが実際になるには、まだまだ20年とかという先ともなると、今現在の河川水を使う浄水施設、浄水設備というものも、まだまだ維持していかなければならないというようなことにもなりますよね。果たして、どうなのかというものは大きな疑問となるわけであります。私だとむしろ、この5年間で井戸水が全てできあがって、次の改定のときくらいにはもう切り替えが進むのかなというような認識でいたもんですから、ちょっと時間のギャップというものが大きくて、ちょっとびっくりはするのですけれども。

そうすると、今やっていますけれども、なかなか難しいなというものがあると思うのです。といったときには、料金というものは、まだまだ通常の計算でいくと上げざるを得ないというような圧力というものが下がるものではないのだということですよね。

そこで最後の設問として、一般会計からの繰入というものをやはり常時するようにしていかなければならないと書かせていただいたのですけれども、例えば防衛省の交付金なども、民生安定化といった中では、まさしく水道料金というのは民生に関わることですから、これが上がっていったら民生に多大な影響を及ぼすのですから、民生安定化交付金などもこれに使うことができないのかな、そういう安定的な一般会計からの繰入財源というものを確保していかざるを得ないのではないのかなと思うのですけれども、最後の答弁となりますけれども、どうでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

今おっしゃられたとおり、防衛省という話もありますが、防衛省の交付金に関しては、町全体で活用を考えている部分もありますので、水道だけというのは、ちょっと我々の段階ではちょっと判断しにくいところがございますが、今の現在補助金、町一般会計からの補填というの、今現在水源調査に関しても旧簡水場地区の尾幌であったり、床潭地区であったり、修繕費の一部も補助でいただいている部分もございます。そういった中では、今後の推移をちょっと今後、また料金改定に当たり、検討する際、またさらなる縮減対策は行いつつも、やはり水道料金だけでやっていくというのは、今後難しいのかなとは思っていますので、理事者と相談しながら進めていきたいかなと考えてございます。

●議長（大野議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時44分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 21 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員